

# 交通安全基本計画

交通事故のない社会を目指して

平成18年3月14日

中央交通安全対策会議

# まえがき

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和 20 年代後半から 40 年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）が制定された。

これに基づき、46 年度以降、7 次にわたる交通安全基本計画を作成し、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって陸上、海上及び航空交通の各分野において交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、昭和 45 年に 1 万 6,765 人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、平成 14 年中の死者数は 8,326 人と半減するに至り、さらに 17 年中の死者数は 6,871 人にまで減少した。

これは、国、地方公共団体、関係民間団体のみならず国民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、未だに道路交通事故による死者数が 6 千人を超えているほか、近年の状況を見ると、道路交通事故件数は高い状態で推移しており、今や事故そのものを減少させることが求められている。また、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）、海上及び航空交通の各分野においても、大量・高速輸送システムの進展の中で、一たび交通事故が発生した場合には重大な事故となるおそれが常にある。

言うまでもなく、交通事故の防止は、国、地方公共団体、関係民間団体だけでなく、国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばならない。

この交通安全基本計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

# 目 次

計画の基本理念	1
第1部 陸上交通の安全	4
第1章 道路交通の安全	4
第1節 道路交通事故のない社会を目指して	5
第2節 道路交通の安全についての目標	8
道路交通事故の現状と今後の見通し	8
1 道路交通事故の現状	8
2 道路交通を取り巻く状況の展望	9
3 道路交通事故の見通し	10
交通安全基本計画における目標	10
第3節 道路交通の安全についての対策	12
今後の道路交通安全対策を考える視点	12
1 少子高齢社会への対応	12
2 歩行者の安全確保	13
3 国民自らの意識改革	13
4 ITの活用	14
講じようとする施策	15
1 道路交通環境の整備	15
2 交通安全思想の普及徹底	35
3 安全運転の確保	45
4 車両の安全性の確保	52
5 道路交通秩序の維持	58
6 救助・救急活動の充実	62
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	66
8 研究開発及び調査研究の充実	69
第2章 鉄道交通の安全	74
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	75
鉄道事故の状況等	75
1 鉄道事故の状況	75
2 近年の運転事故の特徴	75
交通安全基本計画における目標	76
第2節 鉄道交通の安全についての対策	77
今後の鉄道交通安全対策を考える視点	77
講じようとする施策	77
1 鉄道交通環境の整備	77
2 鉄道の安全な運行の確保	78
3 鉄道車両の安全性の確保	80

4	救助・救急活動の充実	80
5	被害者支援の推進	81
6	研究開発及び調査研究の充実	81
第3章	踏切道における交通の安全	82
第1節	踏切事故のない社会を目指して	83
踏切事故の状況等		83
1	踏切事故の状況	83
2	近年の踏切事故の特徴	83
交通安全基本計画における目標		84
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	85
今後の踏切道における交通安全対策を考える視点		85
講じようとする施策		85
1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	85
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	85
3	踏切道の統廃合の促進	86
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	86
第2部	海上交通の安全	87
第1節	海難等のない社会を目指して	88
海難等の状況		88
交通安全基本計画における目標		90
第2節	海上交通の安全についての対策	91
今後の海上交通安全対策を考える視点		91
講じようとする施策		91
1	海上交通環境の整備	91
2	海上交通の安全に関する知識の普及	94
3	船舶の安全な運航の確保	95
4	船舶の安全性の確保	97
5	小型船舶等の安全対策の充実	99
6	海上交通に関する法秩序の維持	102
7	救助・救急活動の充実	102
8	被害者支援の推進	104
9	研究開発及び調査研究の充実	104
第3部	航空交通の安全	106
第1節	航空事故のない社会を目指して	107
航空事故の状況		107
交通安全基本計画における目標		108
第2節	航空交通の安全についての対策	109
今後の航空交通安全対策を考える視点		109

講じようとする施策	109
1 航空交通環境の整備	109
2 航空機の安全な運航の確保	114
3 航空機の安全性の確保	116
4 救助・救急活動の充実	116
5 被害者支援の推進	117
6 研究開発及び調査研究の充実	117
特記 公共交通機関における総合的な安全対策	119

# 計 画 の 基 本 理 念

## 1．交通事故のない社会を目指して

我が国は、本格的な人口減少と超高齢社会の到来というかつて経験したことのない新たな時代を迎えつつある。このような大きな環境変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として国民の安全と安心を確保していくことが極めて重要である。

その際、交通事故による被害者数は災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、交通安全の確保も、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

したがって、その重要性が認識され、様々な対策がとられてきたところであるが、依然として交通事故件数は高い水準で推移しており、更なる対策の実施が必要である。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。言うまでもなく、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、悲惨な交通事故の根絶に向けて、今、新たな一歩を踏み出さなければならない。

## 2．人優先の交通安全思想

文明化された社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。交通について言うと、道路については、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、すべての交通について、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者の安全を一層確保することが必要となる。このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進していくべきである。

## 3．施策推進に当たっての基本的な考え方

本計画においては、このような観点から、道路交通、鉄道交通、踏切道における交通、海上交通、航空交通のそれぞれの交通ごとに、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととする。

具体的には、交通社会を構成する人間、車両・船舶・航空機等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や、政策評価を充実させ、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを国民の理解と協力の下、強力に推進する。

第一に、人間に対する安全対策については、交通機関の安全な運転・運航を確保するため、運転・運航する人間の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転・運航の管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の

強化等を図るものとする。また、交通社会に参加する国民一人一人が自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

第二に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、さらに、必要な検査等を実施し得る体制を充実させるものとする。

第三に、交通環境に係る安全対策としては、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実、施設の老朽化対策等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

これら三要素を結び付けるものとして、また、三要素それぞれの施策効果を高めるものとして、情報の役割が重要であることから、情報の収集・提供、情報通信技術の活用等を積極的に進める。また、有効かつ適切な交通安全対策を講ずるため、その基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、必要な研究開発の推進を図るものとする。

さらに、交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、また、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。特に、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の制定を踏まえ、交通安全の分野においても一層の被害者支援の充実を図るものとする。

交通の安全に関する施策は、このように多方面にわたっているが、相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。また、これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有するものであるので、自動車交通量の拡大の抑制等によりこれらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組を行っていくものとするほか、地震や津波等に対する防災の観点にも適切な配慮を行うものとする。

交通事故防止のためには、国、地方公共団体、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、国民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、国及び地方公共団体の行う交通の安全に関する施策に計画段階から国民が参加できる仕組みづくり、国民が主体的に行う交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

#### 4．公共交通におけるヒューマンエラーへの対応

このほか、平成 17 年に西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）の福知山線における列車脱線事故が発生し社会的に大きな影響を与えたところであり、陸海空すべての公共交通機関の分野において、交通行政や交通機関にかかわる者が安全の確保が最優先の課題であることを再認識し、真摯に交通安全対策や自らの交通安全に対する取組を見つめ直すとともに、ヒューマンエラーを単に個人の問題として捉えず、有効な対策を確立するために、そのエラーの背後関係を調査し、企業の体制やシステム全体の改善の観点から事故防止対策を充実することが重要である。



# 第 1 部 陸上交通の安全

## 第 1 章 道路交通の安全

1. 道路交通事故のない社会を目指して  
人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指す。  
今後は、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。

2. 道路交通の安全についての目標  
世界一安全な道路交通の実現を目指し、24 時間死者数を 5,500 人以下にする。  
(30 日以内死者数等を同様に減少させる)  
死傷者数を 100 万人以下にする。

### 3. 道路交通の安全についての対策

#### < 4 つの視点 >

少子高齢社会への対応	歩行者の安全確保
国民自らの意識改革	I T の活用

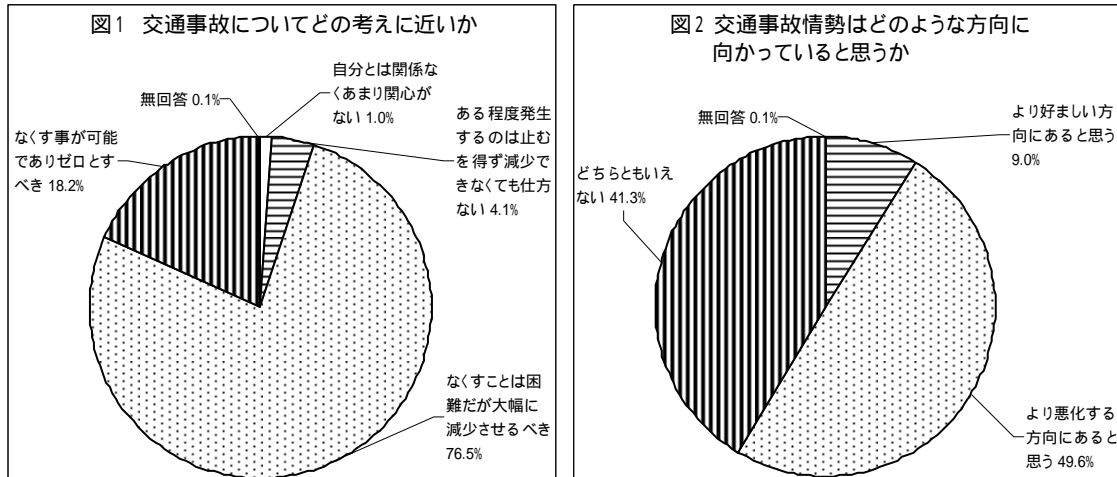
#### < 8 つの柱 >

- 道路交通環境の整備
- 交通安全思想の普及徹底
- 安全運転の確保
- 車両の安全性の確保
- 道路交通秩序の維持
- 救助・救急活動の充実
- 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進
- 研究開発及び調査研究の充実

## 第1節 道路交通事故のない社会を目指して

安全で安心な社会を実現させ、高齢者、障害者等を含むすべての人々が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図ることが必要である。

平成16年度に実施した交通安全に関する国民の意識調査（交通安全意識等に関するアンケート調査）によると、多くの人々が、道路交通事故をゼロにすべき、あるいは、大幅に減少させるべきと考えている（図1）。



注 1 内閣府調べ。

2 対象は全国の二輪免許保有可能な16歳以上の男女（標本数：回収ベースで2,105標本）。

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指すべきである。このような国民意識を踏まえると、積極的に交通安全対策を実施することにより、交通事故を減少させることができるのではないかと考える。

また、多くの人々が、交通情勢がより悪化する方向に向かっているとも回答しており（図2）、死者数が減少する中で事故件数が増加していることが、このような国民意識につながっているものと推測される。

今後は、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。

その際、道路上における危険性は、道路以外における危険性の約4.2倍と高いこと（参考1）や、道路交通事故による経済的損失が少なくとも年間4兆2,850億円以上（国内総生産の約1%）に達していること（参考2）をも念頭に置きつつ、交通社会に参加するすべての国民が交通安全に留意するとともに、より一層交通安全対策を充実していくことが必要である。

特に、我が国では、欧米諸国と比較して、交通事故死者数に占める歩行者の割合が高くなっており、人優先の交通安全思想の下、歩道の整備等により歩行者の安全確保を図ることが重要である。

また、交通安全は地域社会と密接な関係を有することから、地域の交通事情等を踏まえた上で、それぞれの地域における活動を強化していくことが重要であり、交通安全に関する新たな仕組みづくりや方策を生み出していくなど、地方公共団体の果たす役割にも大きなものがある。

その上で、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、また住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で参加し、協働していくことが有効である。

中でも、交通事故の被害者やその遺族は、交通事故により家族を失い、傷害を負わされるなど交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者等の参加や協働は重要である。

さらに、防犯や防災と併せて、地域の安全として考えていくことも、地域における取組を進める上で有効である。

### 参考1 道路上における死に至る危険性

厚生労働省の「人口動態統計」によれば、平成15年中の「不慮の事故」(転倒・転落、不慮の溺死、不慮の窒息、火災、交通事故等)による死亡数は3万8,714人である。

このうち、道路交通事故による死亡数(事故発生後1年を超えて死亡した者及び後遺症により死亡した者の数を除く。)は1万645人と算出される。

一方、内閣府調査によると、1日のうちの道路上にいる平均時間が2時間であり、これらにより、道路上にいる時間とその他の時間(自宅や職場等にいる時間)の単位時間当たりの死者数を比較すると、次のようになる。

不慮の事故による死亡数 総数 38,714人  
道路交通事故による死亡数 10,645人

$$\frac{\text{< 道路上の危険 >}}{\text{< 道路以外の危険 >}} = \frac{\frac{10,645\text{人}}{2\text{時間}}}{\frac{(38,714\text{人} - 10,645\text{人})}{(24\text{時間} - 2\text{時間})}} = 4.2\text{倍}$$

なお、睡眠時間7時間42分(15歳以上の値、総務省、平成13年)を道路以外の生活場所で過ごす時間から除いた場合は、

$$\frac{\text{< 道路上の危険 >}}{\text{< 睡眠を除いた道路以外の危険 >}} = \frac{\frac{10,645\text{人}}{2\text{時間}}}{\frac{(38,714\text{人} - 10,645\text{人})}{(24\text{時間} - 2\text{時間} - 7\text{時間}42\text{分})}} = 2.7\text{倍}$$

## 参考2 道路交通事故による経済的損失

内閣府の「交通事故による経済的損失に関する調査研究（平成14年6月）」によると、道路交通事故による経済的損失は、4兆2,850億円と算定されている。

これは、1年間の交通事故によって生じる医療費、慰謝料、逸失利益等の人身損失のほか、車両・構築物の修理費等の物的損失、交通事故に係る救急搬送費用、警察の事故処理費用、裁判費用、保険運営費用、渋滞の損失等を交通事故による経済的損失と捉えて算定している。

### <交通事故による経済的損失>

	損失額（億円）
人身損失	17,269
物的損失	18,041
事業主体の損失	772
各種公的機関等の損失	6,769
合計	42,850

（注）単位未満の数値は四捨五入により整理してあるので、合計と一致しない。

なお、この調査研究においては、「知人や友人の心理的損失」や「生活の喜びに対する損失」等は算入されておらず、これらを加えると更に損失額は大きくなることとなる。

## 第2節 道路交通安全についての目標

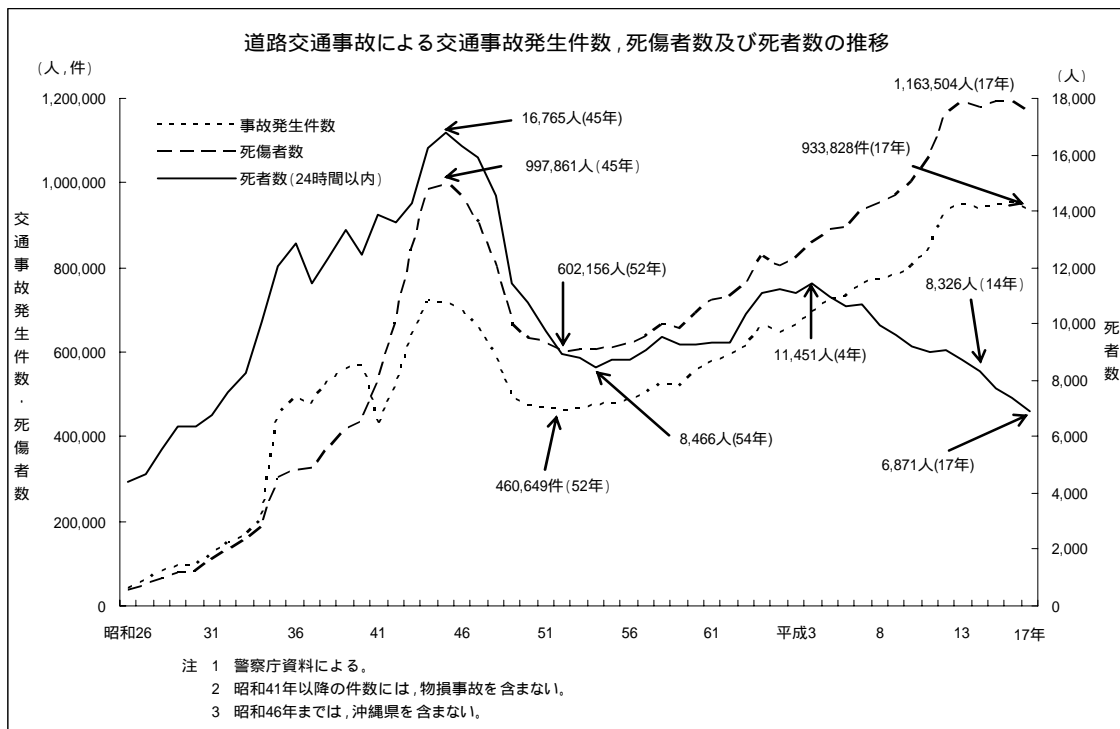
### 道路交通事故の現状と今後の見通し

#### 1 道路交通事故の現状

我が国の交通事故による24時間死者数は、昭和45年に1万6,765人を数えたが、46年以降着実に減少に向かい、54年には8,466人とほぼ半減した。その後増勢に転じ、平成4年には1万1,451人に達したが、翌年から再び減少傾向に転じ、14年には8,326人となり、昭和45年当時の半減以下となった。さらに、17年中の死者数は、6,871人にまで減少した。また、30日以内死者数（事故発生から30日以内に死亡した人数）や、いわゆる「厚生統計の死者数」（事故発生から1年以内に死亡した人数）についても近年同様の減少傾向を示している。

しかしながら、死傷者数と交通事故件数は昭和53年以降ほぼ一貫して増加傾向にあり、17年中の死傷者数は116万3,504人、交通事故件数は93万3,828件と若干減少したものの、依然として高水準にある。また、近年、自動車1万台当たりの死傷者数はおおむね横ばいで推移している。

したがって、第7次交通安全基本計画における「平成17年までに、年間の24時間死者数を、交通安全対策基本法施行以降の最低であった昭和54年の8,466人以下とする」という目標は達成することができたが、「自動車保有台数当たりの死傷者数を可能な限り減少させる」という目標は、必ずしも十分に達成できたとは言えない状況にある。



#### 自動車1万台当たりの死傷者数

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
死傷者数(人)	153.5	155.2	152.2	153.3	152.4

【参考】これまでの交通安全基本計画の目標値と実数値

第1次交通安全基本計画（昭和46年度～50年度） 目標値：歩行者推計死者数約8,000人の半減 実数値：昭和50年3,732人
第2次交通安全基本計画（昭和51年度～55年度） 目標値：死者数16,765人の半減 実数値：昭和55年8,760人
第3次交通安全基本計画（昭和56年度～60年度） 目標値：死者数8,000人以下 実数値：昭和60年9,261人
第4次交通安全基本計画（昭和61年度～平成2年度） 目標値：死者数8,000人以下 実数値：平成2年11,227人
第5次交通安全基本計画（平成3年度～7年度） 目標値：死者数10,000人以下 実数値：平成7年10,679人
第6次交通安全基本計画（平成8年度～12年度） 目標値：死者数平成9年までに10,000人以下・平成12年までに9,000人以下 実数値：平成9年9,640人・平成12年9,066人
第7次交通安全基本計画（平成13年度～17年度） 目標値：死者数8,466人以下 実数値：平成17年6,871人

近年の交通死亡事故の発生状況を見ると、その特徴は次のとおりである。

65歳以上の高齢者の死者数が高水準で推移しており、全死者数の約4割を占めている。このうち、高齢者の歩行中及び自転車乗用中の死者数が高齢者の死者数の約6割以上を占めている。また、近年、高齢運転者による死亡事故件数が増加している。

16歳から24歳までの若者の死者数が大きく減少しており、特に自動車乗車中の減少が顕著である。

欧米諸国と比較して、全死者数に占める歩行中の死者数の割合が高い。

最高速度違反及び飲酒運転による死亡事故件数が減少している。

また、近年の交通死亡事故が減少している理由としては、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実等の諸対策が効果を発揮したことは言うまでもないが、定量的に示すことができる主な要因としては、次のものがあげられる。

飲酒運転の厳罰化等悪質・危険運転者対策

シートベルト着用者率の向上に伴う致死率（自動車乗車中）の低下

危険認知速度（車両の事故直前速度）の低下

違反のある歩行中死傷者構成率の減少

致死率の高い正面衝突事故の減少

衝突安全性能が向上した車両の普及

## 2 道路交通を取り巻く状況の展望

我が国の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、運転免許保有者数、車両保

有台数，自動車走行台キロ共に増加することが見込まれる。また，このような道路交通の量的拡大に加え，交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加，中でも高齢者の運転免許保有者の増加は，道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

### 3 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は，経済社会情勢の動向に伴い今後複雑に変化すると見込まれ，将来の交通事故の状況については，正確には見極め難いところであるが，内閣府の「道路交通事故長期予測のための調査研究」（平成 17 年 3 月）によれば，平成 22 年における交通事故の中位の予測値は次のようになっている。

事故件数	約 95 万件（走行キロ当たり事故件数の傾向分析・直近 4 年）	1
	約 103 万件（走行キロ当たり事故件数の傾向分析・直近 17 年）	1
	約 111 万件（年齢層別人口構造分析）	2
死傷者数	約 119 万人（走行キロ当たり死傷者数の傾向分析・直近 4 年）	1
	約 128 万人（走行キロ当たり死傷者数の傾向分析・直近 17 年）	1
	約 138 万人（年齢層別人口構造分析）	2
死者数	約 5,700 人（年齢層別人口構造分析）	2
	約 6,400 人（走行キロ当たり死者数の傾向分析）	1

なお，この予測値の意味するところは，従前から実施されている交通安全施策が従前と同様に継続される場合の数値であり，この予測値には，今後新規に行われる交通安全施策の効果は織り込まれておらず，また，最近導入されて効果発現の途上にある施策の効果についても十分に織り込まれていない。

- 1：走行キロ当たりの傾向分析は，自動車の総走行距離と道路交通事故発生との相関関係に着目した手法であり，両者の関係を導き出し，次に将来の総走行距離を過去の実績値の推移から予測し，更にその予測値に基づいて道路交通事故を算出したものである。また，事故件数と死傷者数については，直近 17 年の傾向と直近 4 年の傾向の 2 種類の分析を行っている。
- 2：年齢層別人口構造分析（コーホート分析）は，年齢別人口構成の経年変化と道路交通事故発生の推移との構造的類似性に着目した手法であり，16 歳から 20 歳や 65 歳以上といった一定の年齢層人口にウェイト付けして推計したものである。

#### 交通安全基本計画における目標

【数値目標】交通事故死者数 5,500 人以下  
交通事故死傷者数 100 万人以下

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが，中期的には平成 15 年に設定した「10 年間で交通事故死者数を 5,000 人以下とし，世界一安全な道路交通

の実現を目指す」という目標の実現を図ることとし、本計画の計画期間である平成22年までには、年間の24時間死者数を5,500人以下にすることを目指すものとする。

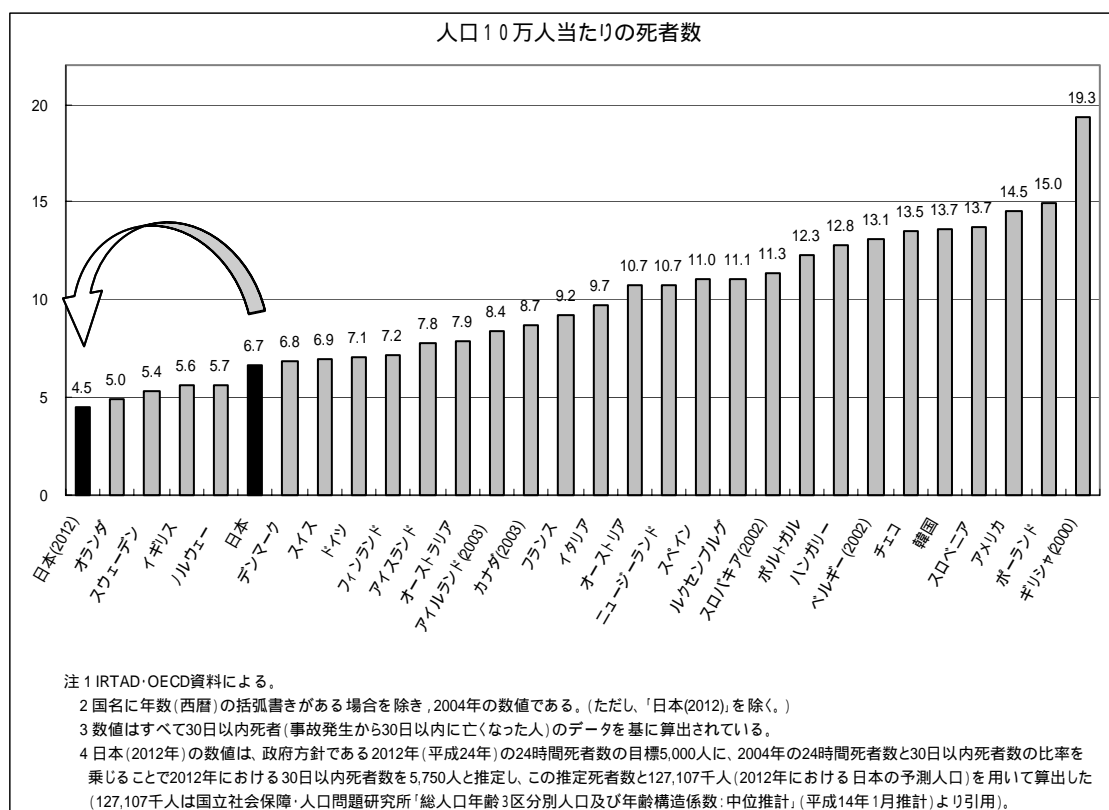
このことは、当然のことながら、24時間死者数のみならず、およそ道路交通事故に起因する死者数（30日以内死者数等）を同様に減少させることを意味している。

言うまでもなく、本計画における最優先の目標は死者数の減少であるが、今後はさらに、死者数減少を始めとする交通安全対策を実施するに当たり、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、平成22年までに、年間の死傷者数を100万人以下にすることを目指すものとする。

そのため、国の関係行政機関及び地方公共団体は、国民の理解と協力の下、第3節に掲げた諸施策を総合的かつ強力に推進する。

また、人口10万人当たりの30日以内死者数について国際比較を行うと、国際道路交通事故データベース（IRTAD）がデータを公表している29か国について、我が国は6.7人（2004年）であり、比較的上位に位置している。

「10年間で交通事故死者数を5,000人以下とする」という目標を達成すると、この数値は4.5人以下となり、他の各国の交通事故情勢が現状のままであれば、我が国は、「世界一安全な道路交通」を実現することになる。もちろん、各国とも交通安全対策に積極的に取り組んでいるので、それぞれ交通事故死者の減少が予想されるが、それでも、我が国が世界のトップと肩を並べることになると考えられる。





### **第3節 道路交通の安全についての対策**

#### **今後の道路交通安全対策を考える視点**

近年、道路交通事故による死者数が減少していることを考えると、これまでの交通安全基本計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があったものと考えられる。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限り、対策ごとの目標を設定するとともに、その実施後において効果評価を行い、必要に応じて改善していくことも必要である。

このような観点から、道路環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通秩序の維持、救助・救急活動の充実、損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進、研究開発及び調査研究の充実といった8つの柱により、交通安全対策を実施する。

その際、最近及び今後の経済社会情勢や交通情勢等を踏まえると、今後対策を実施していくに当たっては、特に、次のような視点を重視して対策の推進を図っていくべきである。

#### **1 少子高齢社会への対応**

諸外国と比較しても、我が国は高齢者の死者の占める割合が極めて高いこと、今後も我が国の高齢化は急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

その際には、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細かな総合的な交通安全対策を推進するべきであり、また、交通モードによる相違、すなわち、高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、それぞれの特性を理解した対策を構築するべきである。特に、後者については、今後、高齢運転者が大幅に増加することが予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが喫緊の課題である。

また、加齢による身体機能の変化にかかわらず、高齢者が交通社会に参加することを可能にするため、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考えに基づき、バリアフリー化された道路環境の形成を図ることも重要である。

さらに、高齢者の交通安全を図っていくためには、交通安全活動を、高齢者が日常的に利用する機会が多い医療機関や福祉施設等と連携して実施していくことや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

また、高齢化の進展と同時に考えなければならないのが少子化の進展である。安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められる。

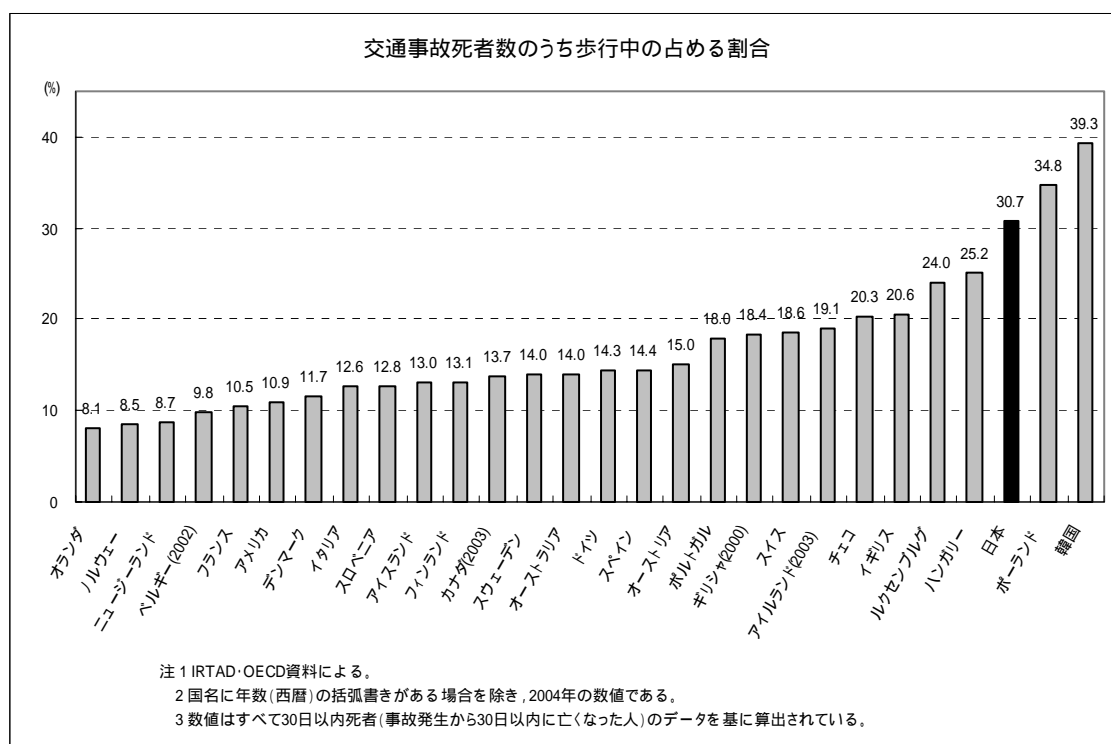
このため、子どもの安全を確保する観点から、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

## 2 歩行者の安全確保

我が国では、交通事故死者数に占める歩行者の割合が3割を超え、欧米諸国と比較して高い割合となっている。特に、高齢者では歩行者の割合が約5割、15歳以下の子どもでは約4割を占めている。

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められている。

このような情勢等を踏まえ、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。



## 3 国民自らの意識改革

交通行政に携わる者、交通機関にかかわる者を含め、交通社会に参加するすべての国民が、交通事故の危険性を十分認識した上で、交通事故のない社会を目指し、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を再確認すべきである。

そのためには、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実すべきであるが、一方的な情報提供や呼び掛けにとどまるならば、効果は限定的であり、多くの国民が自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが重要である。

このため、住民が身近な地域や団体において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、交通安全に関する各種活動に直接かかわったりしていくなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要であり、地方公共団体においても、それぞれの実情に応じて、かかる仕組みを工夫する必要がある。

さらに、その目標を設定するに際しては、当該地域に根ざした何らかの具体的な指標(例えば、高齢者、子ども等特定の年齢階層に着目した指標等)を生み出すことも、住民の交通安全意識を高める上で効果的である。

また、都道府県交通安全計画や市町村交通安全計画の作成に当たっては、国の交通安全基本計画を踏まえつつも、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮するとともに、地域の住民の意向を十分反映させる工夫も必要である。

さらに、交通事故の被害者やその遺族の声を直接国民が聞く機会を増やすことも安全意識の高揚のためには有効である。

#### **4 ITの活用**

情報社会が急速に進展する中で、安全で安心な交通社会を構築していくためには、情報を活用することが重要であり、特に情報通信技術(IT)については、人間の認知や判断等の能力や活動を補い、また人間の不注意によるミスを打ち消し、さらには、それによる被害を最小限にとどめるなど交通安全に大きく貢献することが期待できる。

なかでも、ITを用いて人・道路・車両を一体のシステムとして構築することを通じて、ドライバーの発見の遅れに対する情報提供等により通行の安全性を高めたり、衝突の未然防止を図るなど車両の安全性を高めたり、交通管制をより高度化したり、救助・救急活動を迅速化したりといったことが可能となることから、これらの高度道路交通システム(ITS)の取組を推進する。

また、インターネットを始めとしたITの活用等により、指導者の育成を行うなど学校や家庭、地域における交通安全教育を一層活性化していくことも必要である。

今後は、システム開発と併せて、その実用化や普及を進めていく時代である。いかに多くの国民がITによるメリットを享受することができるようにしていくかが交通安全を進める上で特に重要である。

なお、3とも関連するが、あくまでもITは技術や手段であって万能ではないことから、ITを過信することなく、最終的には、人間一人一人の心掛けが重要であることは論をまたない。

---

IT : Information Technology

ITS : Intelligent Transport Systems

## 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも警察庁や国土交通省等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、幹線道路の事故多発地点対策等で一定の事故抑止効果が確認されている。

近年の交通死亡事故の発生状況を状態別に分析してみると、自動車乗車中に比較して、歩行中の減少割合が小さく、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を一層確保することが必要である。

そこで、今後は、これまでの対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもを事故から守り、高齢者が安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を一層積極的に整備するなど、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

また、道路交通環境の整備については、このほか、高規格幹線道路から地区内道路に至る適切に機能分担された安全な道路交通網の体系的整備を進め、生活道路への通過交通の流入抑制を図るとともに、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

交通安全施設等の整備に当たっては、効果的・効率的に事故を削減する観点から、事故が多発しているなど道路交通安全の観点から問題が生じている箇所に対して重点的に実施することとし、当該箇所における事故の特性や発生要因について分析を行い、その結果を踏まえて対策を立案・実施する。また、対策の実施後においては、整備結果の評価を行い、対策の立案・実施段階にフィードバックすることにより、着実に事故削減を図ることとする。

また、道路交通の安全の確保は、歩行者等道路を利用する人々の日常生活、経済・社会活動と密接に関係することから、地域住民や職業運転者等の意見を道路交通環境の整備に反映させるとともに、身近な道路の交通安全対策の立案に地域住民等が主体的に参加できる機会を充実する。また、整備の進ちょく状況、効果等について公表を行うこととする。

そのほか、道路交通の円滑化を図ることにより交通安全の推進に資するため、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM）施策を総合的に推進するとともに、最先端のITを用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、画期的に道路交通環境の安全

---

TDM：Transportation Demand Management

性を高めるITSの開発・普及等を推進する。

## 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

人優先の安全・安心な歩行空間の整備((1))

通学路等の歩道整備等の推進((1)ア)

「あんしん歩行エリア」の形成及び「生活道路事故抑止対策マニュアル」の活用等による交通安全対策の推進((1)イ)

バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備((1)ウ)

道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用促進((2))

IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現((3)ウ)

「くらしのみちゾーン」の形成等総合的・集中的な取組の実施((5)イ)

優先度明示方式による交通事故対策の重点実施((6)ア)

事故危険箇所対策の推進((6)イ)

「交通事故対策・評価マニュアル」及び「交通事故対策事例集」による科学的分析に基づく事故対策の推進((6)ウ)

高度道路交通システムの活用((8))

新たな違法駐車対策法制による違法駐車対策の推進((11)イ)

ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進((11)オ)

災害に備えた道路交通環境の整備((12))

### (1)人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、また、生活道路への通過交通の流入等の問題も依然として深刻である。一方、歩行者の死者数は全死者数の約3割を占めており、その約7割は幹線道路で死亡している。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。

#### ア 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。

このほか、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充により、通学路、通園路の整備を図る。

#### イ 生活道路における交通安全対策の推進

死傷事故発生割合が高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する「あんしん歩行エリア」について、都道府県公安委員会及び道路管理者

が連携して、歩道整備を始めとした面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。

都道府県公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進することとする。具体的には、エリア内の生活道路を中心に、信号灯器のLED化、道路標識・道路標示の高輝度化、路側帯の設置・拡幅等の安全対策を、また、外周幹線道路を中心に信号機の高度化、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施するほか、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。交通バリアフリー法）の特定経路を構成する道路を中心に音響信号機、高齢者等感応信号機、歩行者感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、歩行者と車両の通行を時間的に分離して歩行者と自動車との事故を防止する歩車分離式信号の導入を推進する。

道路管理者においては、歩道の整備、歩行空間のバリアフリー化等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策、ハンプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、外周幹線道路の通行を円滑化し、エリア内への通過車両を抑制するため、交差点の改良等の外周道路対策を推進する。

このような対策を推進することにより、平成15年度策定の社会資本整備重点計画において定められた数値目標（平成19年度までにエリア内の死傷事故を約2割抑止し、うち歩行者・自転車事故は約3割抑止）の達成を目指す。

#### **【数値目標】エリア内の死傷事故約2割抑止**

#### **エリア内の歩行者・自転車事故約3割抑止**

また、「あんしん歩行エリア」以外の生活道路においても、歩道を積極的に整備する。このほか、「生活道路事故抑止対策マニュアル」を活用するなどして都道府県公安委員会と道路管理者が連携し、自動車の速度の抑制、道路の形状や交差点の存在の運転者への明示、歩車それぞれの通行区分の明示等を進め、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出するための取組を推進するなど、交通事故抑止のための施策を実施する。

#### **ウ バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備**

（ア）歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、改築事業等による整備と併せて歩道及び自転車道等の整備を引き続き重点的に実施する。その際、快適な通行空間を十分確保した幅の広い歩道の整備に努めるとともに、既存の道路に歩道等の設

---

LED：Light Emitting Diode 発光ダイオード

社会資本整備重点計画（平成15年度～19年度）において定められた数値目標である。

置が困難な場合においては、その歩道等の代替として既存の道路と並行した歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路等の整備を推進する。

また、通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、コミュニティ道路（歩車分離を図るとともに、車道をジグザグにするクランクや車道の一部を盛り上げるハンプ等の自動車の走行速度を低減させる道路構造を採用することで、安全で快適な歩行空間の形成を図った道路）、歩車共存道路（歩道等の設置が困難な場合において、ハンプや狭さく等を組み合わせることにより車の速度を抑制し、歩行者等の安全な通行を確保する道路）等の整備を推進するとともに、道路標識の高輝度化・大型化・可変性・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等（以下「道路標識の高輝度化等」という。）を行い、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするなど視認性の向上を図る。

- (イ) 高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道を積極的に整備する。

このほか、バリアフリー対応型信号機、待ち時間表示装置、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等を整備するとともに、改築事業等と併せた無電柱化を推進する。あわせて、高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

また、駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくするような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。

特に、交通バリアフリー法に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備が面的かつネットワークとして行われるよう配慮する。

また、交差点等に設置する通信装置と高齢者、障害者等が所持する携帯端末等との双方向通信により、安全な通行に必要な情報の提供や信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備を推進し、高齢者、障害者等の安全な移動を支援する。

さらに、バリアフリー歩行空間が有効に利用されるよう、高齢者を始めとする歩行者等に対して、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までのバリアフリー経路等を適切に案内する。

(ウ) 放置車両に係る使用者責任の拡充と確認事務の民間委託による執行力の確保を主な内容とする新たな違法駐車対策法制の下で、横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化する。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

(エ) 冬期の安全で快適な歩行者空間を確保するため、中心市街地や公共施設周辺等における除雪の充実や消融雪施設等の整備を推進する。

## **(2) 道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用促進**

基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図る。

ア 適切に機能分担された道路網の整備

(ア) 自動車、自転車、歩行者等の異種交通を分離し、交通流の純化を促進するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進する。

(イ) 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

(ウ) 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発等の防止を図るため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

(エ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の体系的な整備、区画道路におけるコミュニティ道路や歩車共存道路等の交通安全施設の整備等を総合的に実施する。

(オ) 国民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

イ 改築による道路交通環境の整備

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築事業を強力に推進する。



- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、小規模バイパスの建設と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。
- (イ) 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。
- (ウ) 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備することとし、道路標識、中央帯、車両停車帯、道路照明、防護さく等の整備を図る。また、歩行者の安全を確保するため必要がある場合には、スロープや昇降装置の付いた立体横断施設の整備を図る。
- (エ) 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等の推進を図る。
- (オ) 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、コミュニティ道路、歩車共存道路、車両の通行を禁止又は制限したショッピングモール等の整備を推進する。
- (カ) 交通混雑が著しい都心地区、鉄道駅周辺地区等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ（歩行者を保護するために車道と分離し立体的に設置した歩行者路）、交通広場等の総合的な整備を推進する。
- (キ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史のみちすじ等の整備を体系的に推進する。

#### ウ 高規格幹線道路等の利用促進

一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進し、死傷事故の減少を図る。

そのため、高規格幹線道路等のネットワークの整備の推進、高速自動車国道等の有料道路の料金所で一旦停止することなく、自動的に料金の支払いを可能にするノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）を活用したサービスの拡充、インターチェンジの増設等を実施し、高規格幹線道路等をより利用しやすい環境の整備を推進する。

### **(3) 交通安全施設等整備事業の推進**

特に交通の安全を確保する必要がある道路について、平成 15 年度から 19 年度ま

---

ETC : Electronic Toll Collection System

でを計画期間とする社会資本整備重点計画（平成 15 年 10 月 10 日閣議決定）に基づき、都道府県公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により計画的かつ重点的に、歩道整備を始めとした交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

また、平成 20 年度以降も、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な歩道整備を始めとした交通安全施設等整備事業の推進を図る。

#### ア 歩行者等の安全通行の確保

死傷事故発生割合の高い地区を「あんしん歩行エリア」として指定の上、歩道整備を始めとした面的かつ総合的な事故抑止対策を実施し、エリア内の死傷事故の抑止を図る。また、交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路において、バリアフリー対応型信号機の整備や歩道の段差、勾配等の改善等歩行空間のバリアフリー化を推進する。

#### イ 幹線道路等における交通の安全と円滑の確保

死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を事故危険箇所として選定の上、歩道を含めた交通安全施設等を集中的に整備し、対策実施箇所の死傷事故の抑止を図る。また、大都市圏等の特に違法駐車が著しい幹線道路において、カラー舗装による駐停車禁止区域の明示、違法駐車抑止システム等の整備等によるハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

#### ウ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現

信号機の高度化等により、死傷事故の抑止、対策実施箇所における通過時間の短縮等を図る。また、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等の新交通管理システム（UTMS）の推進を図るとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供の充実等を推進する。

このような対策を推進することにより、平成 15 年度策定の社会資本整備重点計画において定められた数値目標（平成 19 年度までに約 44,000 件の死傷事故を抑止）の達成を目指す。

**【数値目標】信号機の高度化等により約 44,000 件の死傷事故を抑止**

### **（４）効果的な交通規制の推進**

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通流・量の状況等地域の実態等に応じ、既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものにするよう努める。また、都道府県公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。

---

UTMS：Universal Traffic Management Systems

社会資本整備重点計画（平成 15 年度～19 年度）において定められた数値目標である。

#### ア 地域の特性に応じた交通規制

主として通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等交通流を整序化するための交通規制を、また、主として地域交通の用に供される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせ、通過交通を抑制するなど、良好な生活環境を維持するための交通規制を、さらに、主として歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、歩行者用道路、車両通行止め、路側帯の設置・拡幅等歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。

特に、生活の場である住居系地区等においては、歩行者等の安全の確保に重点を置いた交通規制を実施し、「あんしん歩行エリア」の形成を図る。

#### イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図る。また、路線バス、路面電車等大量公共交通機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。

#### ウ 幹線道路における交通規制

幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

#### エ 高速自動車国道等における交通規制

新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進する。

また、交通事故、異常気象等の交通障害発生時においては、その状況に即し、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次障害の防止を図る。

### **(5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備**

道路交通の安全は道路利用者の生活、経済・社会活動に密接に関係するため、対策の立案に当たって地域住民や道路利用者の意見を十分反映させる必要がある。

また、地域によって道路環境や道路利用の実態及び交通の状況が異なることから、地域の実情を踏まえた道路交通環境の整備を行う。

#### ア 道路交通環境整備への住民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすこ

とが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」(はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識等に関する意見を受け付けるもの)、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と市民の連携による交通安全対策を推進する。

さらに、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進ちょく状況、効果等について積極的に公表する。

#### イ 総合的・集中的な対策の実施

外周を幹線道路に囲まれているなどまとまりのある住区や中心市街地、商店街の街区等において、地域住民の主体的参加の下、地域の課題について創意工夫や合意形成を図りながら、歩道整備、一般車両の地区内への流入抑制、無電柱化や緑化等の総合的な取組を実施し、人優先の安全・安心な賑わいのあるまちやみちを実現する「くらしのみちゾーン」の形成を促進するため、意欲のある市町村や自ら実践しようとする住民団体等に対し、合意形成支援等のソフト面を含めた支援を行う。中心市街地等においては、一般車両の利用を制限し、歩行者・自転車とバスや路面電車等の公共交通機関の利便性を高め、まちの賑わいを創出する「トランジットモール」についても導入に向けた社会実験等の取組に対し支援を行う。

また、歩行者優先の道路、歩行空間のバリアフリー化、無電柱化、自転車利用環境の整備等、地域住民の身近なニーズに対応した施策を展開していくため、全国の見本となる人にやさしい街・みちづくりのための総合的・集中的な対策を実施するモデル地区を構築する。

### **(6) 効果的で重点的な事故対策の推進**

特に交通の安全を確保する必要がある道路について、社会資本整備重点計画に基づき、交通安全施設等を重点的に整備することとし、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。そのため、交通事故対策の重点化を図るとともに、科学的分析に基づき、歩道整備等の事故対策の立案を推進する。

#### ア 交通事故対策の重点実施

幹線道路における交通事故が特定の区間に集中していることから、より効果的・効率的に交通事故を削減するため、「優先度明示方式」(効果的、効率的に事業を進めるため、対策の必要性を示す客観的データを課題の高い順に並べて優先

的に対策を実施すべき箇所を明示する方式)により、死傷事故率等や歩行者事故等特定の事故の発生割合の高い区間を抽出し、歩道整備等の交通事故対策を重点的に実施する。

#### イ 事故危険箇所対策の推進

死傷事故率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を指定した「事故危険箇所」について、都道府県公安委員会及び道路管理者が連携して、歩道整備を始めとした集中的な事故抑止対策を推進する。

事故危険箇所においては、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護さく、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

このような対策を推進することにより、平成 15 年度策定の社会資本整備重点計画において定められた数値目標（平成 19 年度までに対策実施箇所の死傷事故を約 3 割抑止）の達成を目指す。

#### **【数値目標】対策実施箇所の死傷事故約 3 割抑止**

#### ウ 科学的分析に基づく事故対策の推進

事故危険箇所等において、科学的分析に基づく事故対策を推進するため、「交通事故対策・評価マニュアル」及び「交通事故対策事例集」を個別の事故対策の立案・実施及び評価に活用していくとともに、実施された事故対策の情報を蓄積し、「交通事故対策・評価マニュアル」及び「交通事故対策事例集」へフィードバックし、充実する。

#### エ 連絡会議等の活用

警察庁及び国土交通省が設置した「道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

#### オ 交通安全施設等の整備

(ア) 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を設置する。既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、速度感応化、多現示化、右折感応化等の高度化を推進する。特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の閑散時半感応化、閑散時押ボタン化を推進する。また、必要のある場所には、バス感応化等を行う。

---

社会資本整備重点計画（平成 15 年度～19 年度）において定められた数値目標である。

(イ) 道路の構造，交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために，道路標識の高輝度化等の交通安全施設等の整備を推進するほか，交通事故発生地点を容易に把握し，速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに，自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。また，見通しの悪いカーブで，対向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進するとともに，幹線道路の単路における速度超過による事故を防止するための高速走行抑止システムを整備する。さらに，依然として多発している夜間死亡事故に対処するため，道路照明・視線誘導標等の設置による夜間事故対策を推進する。

#### カ 地域に応じた安全の確保

交通の安全は，地域に根ざした課題であることから，沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態，交通流の実態等を把握し，その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

また，積雪寒冷特別地域においては，冬期の安全な道路交通を確保するため，冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施，交差点等における消融雪施設等の整備，流雪溝，チェーン着脱場等の整備を推進する。

さらに，安全な道路交通の確保に資するため，気象，路面状況等を収集し，道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

#### キ 交通事故多発地域における重点的交通規制

交通事故の多発する地域，路線等においては，最高速度の指定，追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の効果的な交通規制を重点的に実施する。

#### ク 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には，速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生要因について調査するとともに，発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより，当該事故と同様な事故の再発防止を図る。

### **(7) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進**

高速自動車国道等においては，緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から，交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに，渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業，適切な道路の維持管理，道路交通情報の提供等を積極的に推進し，安全水準の維持，向上を図る。

#### ア 事故削減に向けた総合的施策の集中的実施

安全で円滑な自動車交通を確保するため，事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について，雨天，夜間等の事故誘発要因の詳細な分析を行い，これに基づき中央分離帯強化型防護さく，道路照明施設，自発光式視線誘導標，高機能舗装，高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに，道路構造上往復

に分離されていない二車線の区間（暫定供用区間）については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため高視認性ポストコーン，高視認性区画線の設置による簡易分離施設の視認性の向上，凹凸型路面標示の設置，簡易分離施設の高度化，中央分離帯の設置等分離対策の強化を図る。また，逆走による事故防止のための標識や路面標示の整備を図るなど，総合的な事故防止対策を推進する。

また，事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急開口部の整備等も併せて実施するとともに，高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

#### イ 安全で快適な交通環境づくり

過労運転やイライラ運転を防止し，安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため，本線拡幅やインターチェンジの改良，事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策，高速バス利用の利便性の向上，休憩施設の混雑解消等を推進する。あわせて，多様化する道路利用者のニーズにこたえるため，ファックス，インターネット等広く普及している情報通信を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。

#### ウ 高度情報技術を活用したシステムの構築

道路利用者の多様なニーズにこたえ，道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS）等の整備・拡充を図るとともに，渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため，ETC等のITSの整備を推進する。

### **（８）高度道路交通システムの活用**

最先端のIT等を用いて，人と道路と車とを一体のシステムとして構築し，安全性，輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに，渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的としたITSを引き続き推進する。そのため，ITS全体構想に基づき，産・官・学が連携を図りながら，研究開発，フィールドテスト，インフラの整備，普及及び標準化に関する検討等の一層の推進を図るとともに，ITS世界会議等における国際情報交換，国際標準化等の国際協力を積極的に進める。

#### ア 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため，リアルタイムな渋滞情報，所要時間，規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに，情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

また，より高精度な道路交通情報の収集・提供のため，光ビーコン，5.8GHz DSRC等のインフラの整備を推進するとともに，インフラからの情報を補完するものとして，VICS車載機を活用した自動車からの情報（プローブ情報）の

---

VICS : Vehicle Information and Communication System

収集等について産・官・学の連携の下，実現を図る。

#### イ 新交通管理システムの推進

高度化された交通管制センターを中心に，個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体として，交通流・量を積極的かつ総合的に管理することにより，高度な交通情報提供，車両の運行管理，公共車両の優先通行，交通公害の減少，安全運転の支援，歩行者の安全確保等を図り，交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき，システムの充実，キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

#### ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進

ITSの高度化により交通の安全を高めるため，自動車単体では対応できない事故への対策として，路車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて，産・官・学が連携し研究開発等を行う。

また，交通管制システムのインフラ等を利用して，運転者に対し，周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じて視覚・聴覚情報により提供することで，危険要因に対する注意を促し，ゆとりを持った運転ができる運転環境を創り出すことにより，交通事故の低減を図る安全運転支援システム(DSSS)の整備を推進する。

さらに，ITを活用し，道路と車両が連携し，ドライバーへ適切に情報を提供することによる注意喚起等により，交通事故を低減し，安全で快適な自動車の走行を支援する走行支援道路システム(AHS)を推進する。

#### エ スマートウェイの推進

ETCで導入されている狭域通信システム(DSRC)を利用したあらゆるゲートのスムーズな通過，場所やニーズに応じた地域ガイド，タイムリーな走行支援情報の提供等多様なITSサービスについて，携帯電話，光通信等多様な通信メディアとの連携にも配慮しつつ実現を図る。

#### オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため，道路運送事業においてITS技術を活用し，公共交通機関の利用促進や物流の効率化を進める。具体的には，公共車両優先システム(PTPS)及び車両運行管理システム(MOCS)の整備を推進する。

---

DSSS : Driving Safety Support Systems  
AHS : Advanced cruise-assist Highway Systems  
DSRC : Dedicated Short Range Communications  
PTPS : Public Transportation Priority Systems  
MOCS : Mobile Operation Control Systems



## **(9) 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備**

安全な道路交通環境の実現に当たっては、道路を円滑・快適に利用できることが必要である。このため、交通管制システムの充実・高度化、信号機の高度化等により、交通の円滑化を図るとともに、休憩場所の提供や分かりやすい道路標識等の整備を進めるほか、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を図る。

### **ア 円滑・快適で安全な道路交通環境の整備**

(ア) 交通に関する情報の収集、分析及び伝達並びに信号機、道路標識及び道路標示の操作その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。

(イ) 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、系統化、閑散時押ボタン化・半感应化、多現示化、右折感应化等の信号機の高度化を図る。また、交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの推進を図る。

(ウ) 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

(エ) 分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、交通監視カメラ、各種車両感知器等の整備、道路・交通等に関する情報（異常気象に関する情報や都市間のルート選択に資する情報を含む。）を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置、交通情報板、路側通信設備等の整備、時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識及び中央線変移システムの整備を推進する。特に、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。

また、VICSの整備・拡充を積極的に推進する。

### **イ 道路の使用及び占用の適正化等**

#### **(ア) 道路の使用及び占用の適正化**

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。

また、道路使用状況を正確に把握することにより、道路使用による道路交通への影響を最小限にとどめるため、道路使用許可に係る事務の電子化を進める。

#### **(イ) 不法占有物件の排除等**

道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取

締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占用物件等を一扫するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用の拡大を図る。

#### (ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

#### ウ 自転車利用環境の総合的整備

(ア) 都市構造に応じた都市交通としての自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、自転車を歩行者、自動車と並ぶ交通手段の一つとして、安全かつ円滑に利用できる自転車利用空間をネットワークとして整備するなど、総合的な自転車利用環境を整備する必要がある。このため、自転車や歩行者、自動車の交通量に応じて歩行者、自動車とも分離された自転車専用道路等、自転車が走行可能な幅の広い歩道である自転車歩行者道、路肩のカラー舗装化や縁石の設置等により自転車走行空間を整備する。また、自転車専用通行帯、普通自転車の歩道通行部分の指定等の交通規制を実施する。

(イ) 自転車等の駐車対策については、その総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）による施策を総合的に推進する。

このため、自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に路外・路上の自転車駐車場の整備を推進するため、交通安全施設等整備事業、都市計画街路事業等による自転車等の駐車場整備事業を推進する。また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場の設置を義務付ける条例の制定の促進及び自転車駐車場整備センター、日本自転車普及協会等による自転車駐車場整備事業の育成を図る。さらに、民間事業者が整備する駐輪施設を地方公共団体とともに国が支援することで、更なる駐輪対策を図る。

さらに、自転車駐車場の整備とあいまって、自転車等利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制を実施する。

(ウ) 鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、自転車等駐車

対策協議会の積極的な運営と総合計画の策定の促進を図ることなどを通じて、地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持する。また、効率的・総合的な自転車駐車場の整備を推進するとともに、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、交通バリアフリー法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における特定経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、自転車の違法駐車に対する指導取締りの強化、広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場の整備を重点的に推進する。

(エ) 交通の安全を確保し、併せて余暇活動の増大に対応した歴史や自然に親しめる大規模自転車道の整備を推進する。

## **(10) 交通需要マネジメントの推進**

依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図るため、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライド（都心部へ乗り入れる自家用自動車による交通混雑の緩和を図るため、郊外の鉄道駅・バスターミナル等の周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車（パーク）させ、鉄道、バス等公共交通機関への乗換え（ライド）を促すシステム）の推進、情報提供の充実、相乗りの促進、時差通勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図るTDMを推進する。あわせて、広報・啓発活動を行い、その定着化を図る。

### **ア 公共交通機関利用の促進**

道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、ハイグレードバス停、バス感应式信号機、PTPSの整備、パークアンドバスライドやコミュニティバスの導入等バスの利用促進を図るための施策を推進するとともに、これらの施策を関係省庁が連携して総合的に実施するオムニバスタウン構想を推進する。

また、路面電車、モノレール等の公共交通機関の整備を支援し、鉄道、バス等の公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。

さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車道、駅前広場等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。

### **イ 自動車利用の効率化**

乗用車の平均乗車人数の増加及び貨物自動車の積載率の向上により効率的な自動車利用を推進するため、自動車相乗りの促進、共同配送システムの構築、MOC Sの導入等による物流の効率化等の促進を図る。

#### ウ 交通需要の平準化

交通需要のピーク時間帯の交通を分散するため、時差通勤・通学及びフレックスタイム制の導入を促進するとともに、道路交通情報の充実を図る。

### **(11) 総合的な駐車対策の推進**

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

#### ア 秩序ある駐車場の推進

(ア) 道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間及び場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。

(イ) 違法な駐停車が交通渋滞等交通に著しい迷惑を及ぼす交差点においては、違法駐車抑止システム等の整備を促進し、駐停車等をしようとしている自動車運転者に対して音声で警告を与えることにより、違法な駐停車を抑制して交通の安全と円滑化を図る。

#### イ 新たな違法駐車対策法制による違法駐車対策の推進

(ア) 確認事務の民間委託により違法駐車取締りを行う執行力を確保し、違法駐車取締りを強化する。そのため、従来以上に悪質性、危険性、迷惑性の高い違反取締りの重点を指向する必要があることから、地域住民の意見・要望等を踏まえて重点的に放置車両の確認等を実施する場所、時間帯等を定めたガイドラインを策定、公表することとし、当該ガイドラインに沿った取締りを推進する。

(イ) 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、使用者責任を強力に追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

#### ウ 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車取締りの推進と併せ、次の施策により駐車場の整備と有効利用を推進する。

(ア) 駐車場整備計画の調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等において、駐車

場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進する。

- (イ) 大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務付ける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、各種補助制度、融資制度や税制上の優遇措置等を活用した民間駐車場の整備を促進する。

また、都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において、交通安全施設等整備事業や有料融資事業（無利子貸付制度）等を活用した公共駐車場の整備を積極的に推進する。

- (ウ) 既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場案内システム・駐車誘導システム整備と高度化を推進する。また、郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都心部での交通の混雑を回避するため、パークアンドライドの普及のための駐車場等の環境整備を推進する。

#### エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、国民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車締め出し気運の醸成・高揚を図る。

#### オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

特に違法駐車が著しく安全で円滑な道路交通が阻害されている都市内の道路において、交通安全施設としての駐車場、路上駐車施設、荷さばき停車帯、駐車場案内システム、駐車誘導システム、違法駐車抑止システムの整備やカラー舗装による駐停車禁止区域の明示、きめ細かな駐車規制の実施、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

### **(12) 災害に備えた道路交通環境の整備**

#### ア 災害に備えた道路の整備

豪雨・豪雪、地震、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、平成 16 年の豪雨災害や新潟県中越地震等の大規模災害を踏まえ、大規模地震の発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため「緊急輸送道路の橋梁耐震補強 3 箇年プログラム」、「新幹線・高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強 3 箇年プログラム」に基づく橋梁の耐震補強を推進する。

津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。

豪雨等の異常気象時においても安全で信頼性の高い道路網を確保するため、法面等の防災対策や地域の孤立を解消する生命線となる道路の整備を推進する。

また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

#### イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨、豪雪等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、各種車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置の整備を推進する。

また、オンライン接続された各都道府県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に収集し、それを災害時の広域的な交通管理に活用できるように、警察庁において広域交通管制システムの運用を的確に行う。

#### ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、併せて災害の状況や交通規制等に関する情報を提供する交通情報板等の整備を推進する。

#### エ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置・通信施設、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等 IT を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

### **(13) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備**

#### ア 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車

両の寸法，重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため，必要な体制の拡充・強化を図る。

#### イ 子どもの遊び場等の確保

子どもの遊び場の不足を解消し，路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに，都市における良好な生活環境づくり等を図るため，社会資本整備重点計画等に基づき，住区基幹公園，都市基幹公園等の整備を推進する。

さらに，繁華街，小住宅集合地域，交通頻繁地域等，子どもの遊び場等の環境に恵まれない地域又はこれに近接する地域に，優先的に，主として幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童館及び児童遊園を設置するとともに，公立の小学校，中学校及び高等学校の校庭及び体育施設，社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。

#### ウ 無電柱化の推進

安全で快適な通行空間の確保，都市景観の向上，都市災害の防止，情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から無電柱化を一層推進するため，「無電柱化推進計画」に基づき，まちなかの幹線道路だけでなく，歴史的町並みを保存すべき地区等における主要な非幹線道路も含めて，面的に無電柱化を推進する。

## 2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して国民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに、自転車を使用することが多い児童、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化する。

学校においては、学習指導要領に基づき、関連教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を中心に、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的な指導に努める。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、教材の充実を図りインターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして、国民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

交通安全教育・普及啓発活動については、国、地方公共団体、警察、学校、関係民間団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当たる地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の効果について、評価・効果予測手法を充実させ、検証・評価を行うことにより、効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。



## 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

参加・体験・実践型の活動の推進 (( 1 ) カ , ( 2 ) , ( 3 ) ア , オ , ( 5 ))  
高齢者に対する安全教育の推進 (( 1 ) カ)  
自転車の安全利用の推進 (( 3 ) イ)  
後部座席等におけるシートベルト着用の推進 (( 3 ) ウ)  
反射材の普及促進 (( 3 ) オ)  
交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (( 4 ))  
住民の参加・協働の推進 (( 5 ))

### ( 1 ) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

#### ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園・保育所においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館及び児童遊園においては、主として幼児を対象に、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、母親クラブ等の組織化を促進し、その活動の強化を図る。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園・保育所等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

#### イ 児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教

科「体育」、道徳、学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導用参考資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした研修会等を実施する。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通ボランティアによる通学路における児童に対する安全な行動の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

#### ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導用参考資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした心肺そ生法も含めた研修会等を実施する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

#### エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、教科「保健体育」、ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に、学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導用参考資料等を作成・配布するとともに、交通安全教育の在り方や実践に関する調査研究、教員等を対象とした心肺そ生法も含めた研修会、交通安全教育実践地域事業等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

#### オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、都道府県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法等を身に付けた運転者教育指導者の育成を図るとともに、これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

また、社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生等に対しては、学生の二輪車・自動車の利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。

#### カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、国及び地方公共団体は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また、高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢運転者の受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努める。

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカー等で組織される団体等と連携して、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進に努める。

また、地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、シルバーリーダーを対象とした安全運転教育を実施する。

さらに、地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、交通安全母親活動や、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。

#### キ 障害者に対する交通安全教育の推進

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かい交通

安全教育を推進する。また、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。

さらに、自立歩行ができない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

#### ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展を踏まえ外国人向け教材の充実を図り、効果的な交通安全教育に努める。また、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

#### ケ 交通事犯被収容者に対する教育活動等の充実

交通事犯受刑者及び交通事犯少年に対する教育活動については、人命尊重の精神と、遵法精神の醸成並びに被害者の視点を取り入れた教育等に重点を置き、個別的な問題性や将来の生活設計に応じた指導の充実を図る。

特に、被害者の視点を取り入れた教育については、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者等や支援団体から直接話を伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発、標準的なプログラムの策定に取り組むなど、被害者の心情等を理解させるための指導の一層の充実を図る。

また、交通事犯少年に対する資質鑑別については、交通事犯少年の特性の的確な把握、より適切な交通鑑別方式の在り方等について、専門的立場からの研究を活発化するとともに、運転適性検査や法務省式運転態度検査等の活用により、一層の適正・充実化を図る。

#### コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実

交通事犯に係る保護観察については、集団及び個別の処遇に当たる保護観察官並びに保護司の処遇能力の充実を図るとともに、交通事犯保護観察対象者の問題性に焦点を当てた効果的な処遇を実施する。

## **(2) 効果的な交通安全教育の推進**

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

### **(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進**

#### **ア 交通安全運動の推進**

国民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための国民運動として、国の運動主催機関・団体を始め、地方公共団体の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通事故防止、二輪車・自転車の安全利用の推進、違法駐車等の排除等、全国的な交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

また、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

#### **イ 自転車の安全利用の推進**

自転車は、本来車両であること、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材の取付けを促進する。

また、幼児が同乗中の自転車の危険性や事故実態について広報啓発を推進するとともに、幼児向けの自転車用ヘルメットの使用を積極的に促進する。

#### **ウ 後部座席等におけるシートベルト着用の推進**

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた着用の推進を図る（平成 17 年 10 月現在における一般道のシートベルト着用率は、運転席 92.4%、助手席 80.3%、後部座席 8.1%（警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

このため、地方公共団体、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開する。

特に、車外放出事故の実態を踏まえ、高速自動車国道等において、後部座席等におけるシートベルト着用の推進を図る。

#### エ チャイルドシートの正しい着用の徹底

チャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい着用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する（平成 17 年 4 月現在におけるチャイルドシート使用率は、6 歳未満 49.1%、5 歳児 30.4%（警察庁と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

また、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

さらに、チャイルドシートと座席との適合表の公表の促進、製品ごとの安全性に関する比較情報の提供、分かりやすい取扱説明書の作成等、チャイルドシート製作者又は自動車製作者における取組を促すとともに、販売店等における利用者への正しい着用の指導・助言を推進する。

#### オ 反射材の普及促進

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材の展示会の開催等を推進する。

反射材の普及に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢層を対象とし、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

#### カ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

- (ア) 家庭，学校，職場，地域等と一体となった広範なキャンペーンや，官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより，高齢者の交通事故防止，シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底，若年運転者の無謀運転の防止，飲酒運転の追放，違法駐車等の排除等を図る。
- (イ) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから，家庭向け広報媒体の積極的な活用，地方公共団体，町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め，子ども，高齢者等を交通事故から守るとともに，暴走運転，無謀運転，飲酒運転等を追放する。
- (ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため，国及び地方公共団体は，交通の安全に関する資料，情報等の提供を積極的に行うとともに，報道機関の理解と協力を求め，全国的気運の盛り上げを図る。

#### キ その他の普及啓発活動の推進

- (ア) 高齢者の交通事故防止に関する国民の意識を高めるため，高齢者交通安全マークの普及・活用を図るとともに，加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。また，他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに，高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。
- (イ) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから，夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反，飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し，これら違反の防止を図る。  
また，季節や気象の変化，地域の実態等に応じ，交通情報板等を活用するなどして自動車の前照灯の早期点灯を促す。
- (ウ) 国民が，交通事故の発生状況を認識し，交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう，インターネット等を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。
- (エ) 自動車アセスメント情報や，安全装置の有効性，自動車の正しい使い方，点検整備の方法に係る情報，交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ，自動車ユーザー，自動車運送事業者，自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより，関係者の交通安全に関する意識を高める。
- (オ) 学識経験者と参加者による討議等により，交通安全活動に新しい知見を与え，交通安全意識の高揚を図ることを目的に，交通安全シンポジウムを開催する。

#### **(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進**

交通安全を目的とする民間団体については，交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど，その主



体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する国民挙げての活動の展開を図る。

また、交通指導員等必ずしも組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。

#### **(5) 住民の参加・協働の推進**

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ地図」を作成したり、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みをつくったりするほか、その活動において、当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進する。

### 3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。運転免許制度については、最近の交通情勢を踏まえて必要な改善を図る。

また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を行うための取組を進める。

さらに、高度化、多様化する道路交通情報に対する国民のニーズへの対応や、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象に関する適時・適切な情報提供を実施するため、IT等を活用しつつ、道路交通に関する総合的な情報提供の充実に努める。

#### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

高齢運転者対策の充実((1)エ)
安全運転管理の推進((3))
自動車運送事業者に対する指導監督の充実((4)ア)
貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等((4)イ)
映像記録型ドライブレコーダーの普及((4)ウ)

#### (1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実に努める。

ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(ア) 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実に努め、教習水準を高める。

また、教習水準に関する情報の国民への提供に努める。

(イ) 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

また、実車を用いた参加・体験・実践型の運転者教育及びその施設・資機材の充実に努める。

さらに、自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

ウ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習及び原付等安全講習の推進に努める。また、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

また、自動二輪車の二人乗りについて、参加・体験・実践型の安全教育を推進する。

エ 高齢運転者対策の充実

高齢者が安全に運転を継続できるよう支援する施策を充実させる観点から、安全運転の能力を維持・向上させるための教育を充実させるとともに、個々の運転適性に応じて運転継続の可否をよりきめ細かく判断できるようにする必要がある。

(ア) 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。

また、身体機能の検査項目の追加、検査結果を効果的に自覚させる手法等の検討を行うなどし、高齢者講習を充実させる。

(イ) 適性検査の充実等

高齢運転者の交通事故の状況を詳細に分析するなどして、適性検査の充実方策の検討を行う。また、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行う。

(ウ) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。

#### カ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者、職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図るとともに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実を図る。

#### キ 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

#### ク 独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

独立行政法人自動車事故対策機構による自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。

#### ケ 悪質危険な運転者の早期排除等

行政処分制度の適正かつ効果的な運用を行うほか、危険性のある者に対する施策として、適性試験や運転免許証の更新時における適性検査の適正な実施に努めるなど、悪質危険な運転者の早期排除を図る。

## **(2) 運転免許制度の改善**

交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえた運転免許制度の見直し・検討を行う。運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。

また、国民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るとともに、運転免許試験場における障害者等のための設備・資機材の整備及び運転適性相談活動の充実を図る。

さらに、運転免許証の偽変造防止、運転免許業務運営の合理化等を図る観点から、高度なセキュリティ機能を有する電子技術を応用したＩＣカード運転免許証の導入を推進する。

## **(3) 安全運転管理の推進**

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー等、安全運転の確保に資する車載機器等を効果的に活用した交通安全教育や安全運転管理の手法等について検討を進め、その普及に向けた働き掛けに努める。

#### **(4) 自動車運送事業者の安全対策の充実**

##### **ア 自動車運送事業者に対する指導監督の充実**

労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。

また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。特に、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

さらに、企業全体に安全意識を浸透させ、より高い水準での安全を確保するため、経営トップから現場まで一丸となった安全管理の態勢の構築を推進するとともに、その確認を国が行う「安全マネジメント評価」の仕組みを導入する。

このほか、高速バス、トラック、タクシー等について、高速道路等における事故時の被害を軽減するため、シートベルト着用の徹底等の指導の強化を図る。

なお、指導に当たっては、エコドライブ（環境負荷の低減に配慮した自動車の使用）の推進にも配慮する。

##### **イ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等**

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業

安全性評価事業」を促進する。

また、国、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

#### ウ 事故情報の多角的分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実及び強化するとともに、これらの事故情報について、多角的に分析等を実施する。

また、事故発生時の走行情報（前方映像、車両速度、急加速減）を記録する映像記録型ドライブレコーダーを事業用自動車に搭載し、その事故抑止効果等について調査・分析を行い、普及促進を図る。

#### エ 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習について、事故情報の多角的分析の結果の活用等により、講習内容を充実するとともに、講習水準の向上を図り、視聴覚機材の活用等による効果的な講習を実施し、過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

### **（５）交通労働災害の防止等**

#### ア 交通労働災害の防止

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を行うことにより、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、適正な走行管理、運転者に対する教育、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚等を促進する。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止担当管理者の配置、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、交通労働災害防止指導員による事業場に対する個別指導等を実施する。

さらに、近年社会的に関心を集めている長時間運転等を背景とした交通労働災害の発生を踏まえ、運転時間等と交通事故等との関係に関する調査を実施し、その結果を踏まえ必要な対応を行う。

#### イ 運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。

## **(6) 道路交通に関する情報の充実**

### **ア 道路交通情報の充実**

多様化する道路利用者のニーズにこたえるため、道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するとともに、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、交通監視カメラ、路側通信システム、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の既存の情報収集・提供体制の充実を図る。

また、予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報を提供した事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成 14 年国家公安委員会告示第 12 号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図るなどにより、警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

さらに、ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

加えて、高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、車両の運行管理、公共車両の優先、交通公害の減少、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより交通の安全及び快適性を確保しようとするUTMSの構想に基づき、システムの充実、キーインフラである光ビーコンの整備等の施策の推進を図る。

### **イ 危険物輸送に関する情報提供の充実等**

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資器材の整備を図る。

さらに、危険有害物質運搬車両に関しては、国連勧告に基づく危険有害物質の表示・特定の仕組みも含め、その表示の在り方について検討する。

#### ウ 気象情報等の充実

道路交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し，気象警報・注意報・予報及び津波警報・注意報並びに台風，大雨，地震，津波，火山噴火等の現象に関する情報の質的向上と適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。また，道路の降雪状況や路面状況等を収集し，道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

さらに，気象，地震，津波，火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し，維持するとともに，防災関係機関等との間の情報の共有やITを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。このほか，広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。



#### 4 車両の安全性の確保

現在，エレクトロニクス技術の自動車への利用範囲の拡大を始めとして，自動車に関する技術の進歩は目覚ましく，車両の安全対策として効果が期待できる範囲は確実に拡大していることから，今後車両の安全対策を拡充強化することが必要である。

このような認識の下，車両構造に起因するとされる事故について対策を講ずるとともに，主に運転ミス等の人的要因に起因するとされる事故についても，車両構造面からの対策によりできる限り交通事故の未然防止を図る。

また，不幸にして発生してしまった事故についても，車両構造面からの被害軽減対策を拡充するとともに，事故発生後の車両火災防止や車両からの脱出容易性の確保等，被害拡大防止対策を併せて進める。

特に，事故件数及び死傷者数は依然として高水準にあり，後遺障害も考慮すれば，これまで被害軽減を上げてきた被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え，今後は，事故を未然に防止する予防安全対策について，先進技術の活用等により，更なる充実を図る必要がある。また，車両安全対策の推進に当たっては，規制と誘導的施策を総合的かつ有効に連携させるため，安全性に関する基準の拡充・強化のみならず，自動車製作者や研究機関等による安全な自動車の開発を促進する方策，使用者による安全な自動車の選択を促進する方策等を，基礎研究から実用・普及までの各段階に応じて適切に講じる必要がある。

さらに，自動車が使用される段階においては，自動車にはブレーキ・パッド，タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や，ブレーキ・オイル，ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており，適切な保守管理を行わなければ，不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから，自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。

自動車の保守管理は，一義的には，自動車使用者の責任の下になされるべきであるが，自動車は，交通事故等により運転者自身の生命，身体のみでなく，第三者の生命，身体にも影響を与える危険性を内包しているため，自動車検査により，各車両の安全性の確保を図る。

#### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

- |                                |
|--------------------------------|
| 先進安全自動車の開発・普及の促進 (( 1 ) ア , イ) |
| 車両の安全性等に関する日本工業規格の整備 (( 1 ) ウ) |
| 自動車点検整備の充実 (( 3 ) ウ)           |
| リコール制度の充実・強化 (( 4 ))           |

## **(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進**

### ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

#### (ア) 車両の安全対策の推進

今後の自動車の安全対策による交通事故死者数の低減目標やその推進の在り方等が盛り込まれた運輸技術審議会答申「安全と環境に配慮した今後の自動車交通政策のあり方について」(平成11年6月)とその実施状況を踏まえ、事故時における自動車の構造・装置、乗員被害等の状況を交通事故総合分析センターを活用して詳細に情報収集・調査し、自動車事故の実態を的確に把握するとともに、自動車使用の態様の変化、新技術の開発状況、諸外国の自動車安全対策の動向等を勘案し、具体的な安全対策を立案・実施する。

このため、これらの安全対策に関する方針、対策の具体的な内容、対策の事前効果予測・事後効果評価、対策について継続的に検討するため、並びに効果的な対策策定の前提となる交通事故実態の把握・分析を行うため、産・官・学が参加する検討会で効率的・体系的に検討を進める。さらに、毎年シンポジウムを開催するなどして、その検討結果を公表し、安全対策の策定過程の透明性を確保するとともに、関係者からの意見を踏まえて適宜対策の内容の見直しを行う。

特に、事故件数及び死傷者数は依然として高水準にあり、後遺傷害も考慮すれば、これまで大きな効果を上げてきた被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え、今後は、事故を未然に防止する予防安全対策について、新技術の動向も踏まえつつ更なる充実を図る必要があるが、その際には、保安基準の拡充・強化等と先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進、使用者に対する自動車アセスメント情報の提供等との総合的かつ有効な連携を深める。

#### (イ) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、上述の検討結果を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても乗員、歩行者等の保護を行うための被害軽減対策、その際に火災の発生等の二次災害が起ることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。

なお、保安基準の拡充・強化の推進に当たっては、保安基準が自動車の国際的な流通を阻害することがないように国際的に連携して検討を進める。

#### イ 先進安全自動車の開発・普及の促進

エレクトロニクス技術やIT等の新技術により、自動車を高知能化して安全性を格段に高めるとともに、ITS技術の自動車としての受皿となる先進安全自動車の研究、開発の促進を図るべく、産官学の協力によるASV推進検討会の下で進める。

---

ASV : Advanced Safety Vehicle

また、A S V技術のうち実用化段階にある自律型のA S Vについては、技術指針の策定、安全上留意すべき事項についてのガイドラインの策定、A S V技術の効果評価の実施等により普及促進を引き続き進める。

#### ウ 車両の安全性等に関する日本工業規格の整備

工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づいて制定された自動車関係の日本工業規格については、従来から車両のハード面からの安全性を考慮した規格の整備を進めてきたが、近年の技術進歩を踏まえ、車両制御、外部情報の知覚、運転者とのマン・マシン・インターフェースの面からの整備も進めている。

運転者の運転を支援するための警報や制御を行う技術は、我が国が世界に先行して実用化している分野であり、車間距離制御システム、前方車両衝突警報装置、車両周辺障害物警報、車線逸脱警報システム等の運転者の運転負荷の軽減、利便性の向上、危険に対する注意喚起、事故回避／被害軽減に関連した日本工業規格について、関係省庁が連携して、その制定を進める。

また、国際標準化機構（ISO）に対する我が国の代表機関である日本工業標準調査会を通じて、国際規格との調和を図りつつ、交通事故防止に寄与するため、その整備に努める。

### **（2）自動車アセスメント情報の提供等**

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を独立行政法人自動車事故対策機構とともに推進する。これにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な車造りの研究開発を促進する。

また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

### **（3）自動車の検査及び点検整備の充実**

#### ア 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、IT化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の

---

ISO : International Organization for Standardization

充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

#### イ 型式指定制度の充実

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図る。

また、リコールに関する不正行為を行った自動車メーカー等に対しては、厳格な審査等を行う。

#### ウ 自動車点検整備の充実

##### (ア) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

##### (イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度の強化について、その的確な運用に努める。

##### (ウ) 自動車分解整備事業の適正化及び近代化

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車分解整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、その実施の推進を指導する。また、自動車分解整備事業者における設備の近代化や経営管理の改善等への支援を推進する。

##### (エ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持

管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、実態調査等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

#### (オ) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が増加していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

### **(4) リコール制度の充実・強化**

自動車製作者等が設計等に起因する基準不適合自動車を確実にかつ早期に改善すべく、リコール制度の適正な運用を図るよう指導監督の徹底に努める。リコール隠し等の不正行為の再発を防止するため、次の施策を講じ、リコール制度の迅速かつ確実な実施を図る。

#### ア 情報収集体制の強化

自動車等不具合情報ホットラインを積極的にPRするとともに、自動車製作者等から安全上重要な不具合について定期的に報告することを義務づけるなど、情報収集体制の強化を図る。

また、車両の欠陥の疑いのある自動車による交通事故等を都道府県警察から国土交通省に対して通報する制度を的確に運用するなど、関係機関の協力の下、不具合情報の収集に努め、リコール対象車両の早期発見を図る。

#### イ 監査の強化

疑義ある自動車製作者への集中監査や、各種データの総合分析による重点監査を行う。また、ディーラー監査を充実させる。

#### ウ 技術的検証体制の強化

自動車工学の専門家による技術的検証に加え、リコール案件調査・検証検討会を開催し、実証的、統一的な検討を行う。

### **(5) 自転車の安全性の確保**

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用する。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運

を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及に努める。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

## 5 道路交通秩序の維持

年々増加している交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、事故原因の徹底究明を求める国民意識の高まり等を踏まえ、各種の交通犯罪及び交通事故事件捜査を適正かつ迅速に行うため、捜査の合理化並びに初動捜査及び科学的捜査の充実強化を図る。

さらに、暴走族対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び資機材の充実強化を図る。

### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等 (( 1 ) ア (ア))
背後責任の追及 (( 1 ) ア (イ))
自転車利用者に対する指導取締りの推進 (( 1 ) ア (ウ))
交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化 (( 2 ))
暴走族対策の強化 (( 3 ))

### ( 1 ) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

(ア) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等

指導取締り体制を充実し、児童、高齢者、障害者等の保護の観点に立った交通取締りを推進し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、著しい過積載等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。

(イ) 背後責任の追及

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。

(ウ) 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火，二人乗り，信号無視，一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに，これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

#### イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等においては，重大な違反行為はもちろんのこと，軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから，交通の指導取締り体制の整備に努め，交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより，違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また，交通指導取締りは，悪質性，危険性，迷惑性の高い違反を重点とし，特に，著しい速度超過，飲酒運転，車間距離不保持，通行帯違反等の取締りを強化する。

#### ウ 科学的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化や交通事故発生状況と指導取締り実施状況等を関連付けて分析するシステムの研究開発，取締り用装備資機材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発を図るとともに，速度違反自動取締装置の整備を推進するなど，交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。

## **(2) 交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制の強化**

ひき逃げ事件その他各種の交通犯罪及び交通事故事件の捜査を適正かつ迅速に行うため，捜査の合理化を推進するとともに，次により要員，装備等の充実強化を図る。

#### ア 専従捜査体制の強化等

交通犯罪捜査及び交通事故事件捜査体制を強化するため，専従職員の捜査能力の一層の向上及び体制の充実に努める。

#### イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

初動捜査体制及び科学的捜査体制を強化するため，事故処理車その他の車両，交通事故自動記録装置等の鑑識装備資機材，交通事故捜査支援システム等の整備を推進する。

## **(3) 暴走族対策の強化**

凶悪化する暴走族による各種不法事案を未然に防止し，交通秩序を確保するとともに，青少年の健全な育成に資するため，関係機関・団体が連携し，次の暴走族対策を強力に推進する。

#### ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭，学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため，地方公共団体における「暴走族根絶条例」等の制定及び運用に協力するとともに，報道機関等に対する資料提供を積極



的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進する。さらに、関係団体等との連携の下に暴走族相談員制度を創設し、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底する。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

#### イ 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講ずる。

#### ウ 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りの強化を図る。

また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査において不法改造車両の取締りを行うとともに、不正改造車両等の押収のほか、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど暴走族と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

さらに、複数の都府県にまたがる広域暴走族事件に迅速かつ効率的に対処するため、関係都府県警察相互の捜査協力を積極的に行う。

#### エ 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

保護処分が付された暴走族関係事犯少年の処遇に当たっては、遵法精神の涵养、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別処遇及び集団処遇の実施に努める。

また、暴走族に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行

うとともに、処分者講習については、特別学級を編成するなど、再犯防止のための講習内容の充実を図る。

さらに、暴走族も地域社会に深くかかわる問題であることから、都道府県及び市町村に設置されている「暴走族対策会議」の下に、暴走族対策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」の設置を促進する。

#### オ 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない競技用車両等の部品等が不正な改造に使用されないことがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全国的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。

## 6 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

自動体外式除細動器の使用も含めた心肺そ生等の応急手当の普及啓発活動の推進 ((1)ウ) 救急救命士の養成・配置等の促進((1)エ) ドクターカーの活用促進((1)エ) 緊急通報システムの拡充及び現場急行支援システムの整備((1)ケ) ドクターヘリ事業の推進((2)ウ)
---

### (1) 救助・救急体制の整備

#### ア 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

#### イ 集団救助・救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制を推進する。

#### ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を推進する。

このため、平成12年度に策定された心肺そ生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、応急手当指導者の養成を強力に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。さらに、自動車教習所における教習

AED : Automated External Defibrillator

及び取得時講習，更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか，交通安全の指導に携わる者，安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。

また，業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋，止血帯，包帯等の救急用具の搭載を推進する。

加えて，学校においては，中学校，高等学校の教科「保健体育」において止血法や包帯法，心肺そ生法等の応急手当について指導の充実を図るとともに，心肺そ生法の実習や自動体外式除細動器の知識の普及を含む各種講習会の開催により教員の指導力の向上を図る。

#### エ 救急救命士の養成・配置等の促進，ドクターカーの活用促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため，ドクターカー（医師等が同乗する救急用自動車）の活用の促進を図るとともに，全国の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り，救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管，薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。また，医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

#### オ 救助・救急施設の整備の推進

救助工作車，救助資機材の整備を推進するとともに，救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう，高規格救急自動車，高度救命処置用資機材等の整備を推進する。また，救急指令装置，救急医療情報収集装置，救急業務用地図等検索装置を一体化した消防緊急通信指令施設の導入を推進する。

さらに，救急医療機関等へのアクセスを改善するため，高速自動車国道における緊急開口部の整備を推進する。

#### カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進

ヘリコプターは，事故の状況把握，負傷者の救急搬送に有効であることから，消防防災ヘリコプターの全国配備を促進するとともに，ドクターヘリとの相互補完体制を含めて，救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

#### キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため，教育訓練の充実を強力に推進する。

#### ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

高速自動車国道における救急業務については，東日本高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」と総称する。）が，道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに，沿線市町村等においても消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき処理す

べきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

このため、関係市町村等と、高速道路株式会社の連携を強化するとともに、高速道路株式会社が自主救急実施区間外のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を促進する。

また、本州四国連絡道路（瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道）においても、救急業務について本州四国連絡高速道路株式会社が関係市等に同様の財政措置を講ずるとともに、関係市等も救急業務に万全を期するよう、その実施体制の整備を促進する。

さらに、高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施等を推進する。

#### ケ 緊急通報システムの拡充及び現場急行支援システムの整備

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、UTMSの構想等に基づき、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術を活用し、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を通報することなどにより、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）の普及を図る。

また、緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備を図る。

## **（２）救急医療体制の整備**

### ア 救急医療機関等の整備

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を整備・拡充するため、休日夜間急患センターの設置の促進及び在宅当番医制の普及定着化を推進する。また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、原則として医療圏単位に地域設定し、地域内の医療施設の実情に応じた方式（病院群輪番制又は共同利用型病院）で第二次救急医療体制の整備を図るとともに、重篤な救急患者を受け入れるための第三次救急医療体制として、複数科にまたがる診察機能を有する24時間体制の救命救急センターの整備を進め、評価事業によりその質の向上を図る。

さらに、救急医療施設の情報を収集し、救急医療情報を提供することにより、これらの体制が有効に運用されるよう調整を行う救急医療情報センターの整備・充実を図る。

### イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

---

HELP : Help system for Emergency Life saving and Public safety

FAST : Fast Emergency Vehicle Preemption Systems

救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育・臨床研修において、救急医療に関する教育研修の充実に努める。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を拡充し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程における救急医療実習の充実に努めるとともに、養成課程終了後も救急医療研修を実施することにより、救急医療を担当する看護師の確保を図る。また、保健所等行政機関に勤務する保健師等を対象に救急蘇生法指導者講習会を実施し、地域における救急蘇生法等に関する普及方策等の企画・運営を行う者の養成を図る。

さらに、病院内外での救急活動を充実させる観点から、外傷の標準的初期対応能力の向上に関する研修を推進する。

#### ウ ドクターヘリ事業の推進

救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリを配備し、全国展開を図る。

その運用に当たっては、ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や「運用マニュアル」の作成、共通の周波数の無線機の整備等関係機関・団体が連携した取組を強化する。

### **(3) 救急関係機関の協力関係の確保等**

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、医師、看護師等が救急現場及び搬送途上に出動し、応急処置を行うことにより救急患者の救命効果の向上を図るため、ドクターカーの医療機関への配置を進めるほか、医師の判断を直接救急現場に届けられるようにするため、救急自動車に設置した自動車電話又は携帯電話により医師と直接交信するシステム（ホットライン）や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害医療チーム（DMAT）の活用を推進する。

なお、これらは道路交通に限らず、すべての交通分野における大規模な事故についても同様である。

## 7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又は掛け替えのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）は、自動車の運行による交通事故について、加害者側の損害賠償責任を強化し、この損害賠償の履行を確保するため、原則としてすべての自動車に対して自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付けるとともに、保険会社（組合）の支払う保険（共済）金の適正化を図り、また、政府において、ひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者を救済するための自動車損害賠償保障事業及び平成 13 年度末の政府再保険制度廃止時の累積運用益の一部を基金として、その運用により被害者救済対策事業等を行うことなどにより、自動車事故による被害者の保護、救済を図っており、今後も更なる被害者の保護の充実を図るよう措置する。特に、交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。

また、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

### 【第 8 次計画における重点施策及び新規施策】

損害賠償請求の援助活動等の強化（（ 2 ）イ）

交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進（（ 3 ）イ）

### （ 1 ）自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の充実

（ア）平成 13 年度末の政府再保険制度の廃止に伴い、政府再保険の保険金（共済金）適正化機能に代わるものとして、保険会社に対する被害者への情報提供の義務づけ及び国土交通大臣の指示・命令並びに自賠責保険・共済紛争処理機構の保険金支払に係る紛争の調停等の新たな措置により保険金（共済金）の支払いの適正化を推進する。

（イ）交通事故に係る医療費支払の適正化を推進する。

イ 政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業についても、自賠責保険（自賠責共済）に準じたてん補基準の見直し等により、その充実を図る。

#### ウ 無保険（無共済）車両対策の徹底

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ，掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに，街頭における指導取締りの強化等を行い，無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

#### エ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は，自由競争の下，補償範囲や金額，サービスの内容も多様化してきており，交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが，被害者救済等の充実に資するよう，制度の改善及びその普及率の向上について引き続き指導を行う。

### **（２）損害賠償の請求についての援助等**

#### ア 交通事故相談活動の推進

地方公共団体における交通事故相談所等を活用し，地域における交通事故相談活動を推進する。

- （ア）交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため，交通事故相談所等は，日弁連交通事故相談センター，交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関，団体等との連絡協調を図る。
- （イ）交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに，相談内容の多様化・複雑化に対処するため，研修等を通じて，相談員の資質の向上を図る。
- （ウ）交通事故相談所等において各種の広報を行うほか，地方公共団体の広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り，交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

#### イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

警察においては，交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため，救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。また，法務局，地方法務局及び人権擁護委員による人権相談の一環として交通事故に関する相談を積極的に取り扱うとともに，日本司法支援センター，交通事故紛争処理センター，交通安全活動推進センター，法律扶助協会及び日弁連交通事故相談センターにおける交通事故の損害賠償請求についての相談及び援助に関する業務の充実を図る。

### **（３）交通事故被害者支援の充実強化**



## ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

被害者救済対策事業等については、今後も各事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実していく。

また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業及び都道府県の行う高等学校交通遺児授業料減免事業等に対する援助を行う。

さらに、重度後遺障害者に対する救済策を推進するため、自動車事故対策機構による重度後遺障害者に対する介護料の支給及び重度後遺障害者の治療・看護を専門に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を行う。

## イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の交通相談係、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

警察においては、被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」を作成し、活用する。特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。また、被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問い合わせに応じ、適切な情報の提供を図る。

さらに、交通事故捜査を担当する警察職員に対しては、各級警察学校における教育・研修を実施するほか、各警察署に対する巡回教育等を行い、被害者等の心情に十分配慮した適切な被害者支援が推進されるよう努める。

検察庁では、被害者等に対し、被害者等通知制度により、事件の処分結果、公判期日、刑事裁判結果等に関する情報を提供するとともに、全国の地方検察庁においては、被害者支援員を配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行い、被害者等の心情に配慮した対策を推進する。

また、検察職員に対しては、日常業務において、上司による個別の指導等を通じて、捜査・公判に携わる検察職員が、被害者等の心情に十分配慮するように努めているところ、各種研修においても、被害者等の心情に十分配慮した対応ができるよう、被害者や犯罪被害者支援に携わっている学識経験者等による講義を行い、被害者等の精神的状態に対する理解の増進に努める。

## 8 研究開発及び調査研究の充実

交通事故の要因は近年ますます複雑化，多様化してきており，直接的な要因に基づく対症療法的対策のみでの解決は難しくなりつつある中，有効かつ適切な交通対策を推進するため，その基礎として必要な研究開発の推進を図ることが必要である。この際，交通事故は人・道・車の3要素が複雑に絡んで発生するものといわれていることから，3要素それぞれの関連分野における研究開発を一層推進するとともに，各分野の協力の下，総合的な調査研究を充実することが必要である。

また，交通安全対策についてはデータを用いた事前評価，事後評価等の客観的分析に基づいて実施するとともに，事後評価で得られた結果を他の対策に役立てるなど結果をフィードバックする必要がある。

このため，道路交通の安全に関する研究開発の推進を図るとともに，死亡事故のみならず重傷事故等も含め交通事故の分析を充実させるなど，道路交通事故要因の総合的な調査研究の推進を図ることとする。

研究開発及び調査研究の推進にあたっては，交通の安全に関する研究開発を分担する国及び独立行政法人の試験研究機関について，研究費の充実，研究設備の整備等を図るとともに，研究開発に関する総合調整の充実，試験研究機関相互の連絡協調の強化等を図る。さらに，交通の安全に関する研究開発を行っている大学，民間試験研究機関との緊密な連携を図る。

加えて，交通の安全に関する研究開発の成果を交通安全施策に取り入れるとともに，民間に対する技術指導，資料の提供等によりその成果の普及を図る。また，交通の安全に関する調査研究についての国際協力を積極的に推進する。

### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

安全運転の支援 ((1)ア(ウ))

高齢者の交通行動特性に関する研究の推進 ((1)イ(ア))

ナンバープレート・封印のIC化に関する研究開発の推進 ((1)ウ(イ))

道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 ((2))

### (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

交通事故の発生要因が複雑化，多様化していること，高齢者人口・高齢運転者の増加，ITの発展，道路交通事故の推移，道路交通安全対策の今後の方向を考慮して，人・道・車それぞれの分野における研究開発を計画的に推進する。

特に，以下の事項について研究開発を行う。

ア 高度道路交通システムに関する研究開発の推進

最先端のITを用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより，安全性を始め輸送効率，快適性の飛躍的向上を実現するとともに，渋滞

の軽減等の道路交通の円滑化を通し環境保全に大きく寄与するものとして、以下の研究開発を推進する。

(ア) ナビゲーションシステムの高度化

目的地までのより安全で、より快適な移動の実現による利用者の利便性の向上を図るため、渋滞、所要時間、交通規制等のより高精度な情報をリアルタイムに収集・提供するシステムの構築等、ナビゲーションの高度化に関する研究開発を推進する。

(イ) ノンストップ自動料金支払いシステム

渋滞の改善が期待される ETC の普及を促進するため、同技術の高度化を進めるとともに、駐車場等道路以外でも利用可能とする技術の開発を推進する。

(ウ) 安全運転の支援

ITS の推進により交通の安全を高めるため、道路上の車両感知器、各種センサーにより道路・交通の状況や周辺車両の状況を把握するシステムの研究開発を推進するとともに、自動車単体では対応できない事故への対策として、車車間及び路車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて産・官・学が連携し研究開発等を行う。特に、DSSS の実証実験、AHS の社会実験、ASV プロジェクトの研究開発を推進する。

(エ) 交通管理の最適化

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、次の研究開発を行う。

交差点での効率的な信号制御を行う最適制御アルゴリズム(処理手順)の研究開発

交通流の分散等を目的として、車載装置等への交通情報を提供するシステムの研究開発

公共車両優先信号制御の効果的な運用に向けた研究開発

車両の動態把握等による業務車両等の効率的運用を支援する手法の研究開発

交通公害の低減を目指す交通流・量の分散のための情報提供や信号制御手法の研究開発

将来の交通渋滞状況等の予測と最適経路の計算等による最適な運転の支援技術の研究開発

自動車からの情報(プローブ情報)を交通情報提供、信号制御、安全運転を支援するための情報提供等に活用するための手法の研究開発

(オ) 道路管理の効率化

道路管理の迅速かつ的確な対応による道路交通の危険の防止を図るため、路面状況、気象状況等の情報を迅速に収集・提供するシステム、特殊車両等の許可システム及び実際の通行経路を自動的に把握するシステム等の研究開発を推進する。

(カ) 公共交通の支援

公共交通機関の利便性・快適性の向上や交通の円滑化を図るため、公共交通機関の運行状況を把握し、事業者及びその利用者に情報を提供するシステム、公共交通機関の円滑な運行を確保するシステム等の研究開発を推進する。

(キ) 商用車の効率化

輸送効率の飛躍的な向上、業務交通量の低減、輸送の安全性向上を図るため、商用車の効率的な運行管理の支援に資するシステムの研究開発を推進する。

(ク) 歩行者等の支援

高齢者、障害者等の歩行者等が安心して通行できる安全で快適な道路交通環境の形成を図るため、携帯用端末や光通信、磁気、音声等を利用した情報提供装置等を用い、高齢者、障害者等に経路案内・誘導を行うシステムや、高齢者、障害者等のための信号機の高度化等の研究開発を推進する。

また、高齢者、障害者、訪日外国人観光客等すべての人が安心して快適に移動できる環境づくりを目指す「自律移動支援プロジェクト」の研究開発を推進する。

(ケ) 緊急車両の運行支援

災害等に伴う迅速かつ確かな復旧・救援活動の実現を図るため、交通状況及び道路の被災状況等をリアルタイムに収集し、関係機関への伝達、復旧用車両等の現場への誘導・案内等を迅速に行うとともに、交通管理等に活用するシステムの研究開発を推進する。

イ 交通行動特性等に関する研究の推進

(ア) 高齢者の交通行動特性に関する研究の推進

高齢者人口及び高齢運転免許保有者の増加に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性に関する研究を推進する。

(イ) 歩行者の行動特性を踏まえた交通安全に関する研究の推進

我が国の交通事故発生形態の特徴の一つである歩行者事故を削減するため、歩行者の行動特性に関する研究及びそれを踏まえた交通安全対策の立案に関する研究を推進する。

ウ 安全運転の確保に関する研究の推進

(ア) 交通安全関係資機材の開発

実践的な運転者教育を効果的に行うための運転シミュレーターその他関係資機材の研究開発を一層推進する。

(イ) ナンバープレート・封印のＩＣ化に関する研究開発の推進

ナンバープレート・封印のＩＣ化について、実用化に向けて、技術仕様及びこれを用いた交通安全対策に関し、調査研究を進める。

## エ 車両の安全に関する研究の推進

### (ア) 車両に係る予防安全技術の研究の推進

交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る予防安全技術の研究を推進する。

### (イ) 車両に係る被害軽減技術等の研究の推進

万が一事故が発生した場合の乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る被害軽減技術等の研究開発を推進する。

## オ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種の対策による交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。

## カ その他の研究の推進

### (ア) 交通事故の長期的予測の充実

多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。

### (イ) 交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究の推進

交通事故の発生とこれによる人身傷害、これらに伴う社会的・経済的損失等、交通事故による被害の全容の総合的な把握及び分析を行うための研究を推進する。

### (ウ) 交通事故被害者の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進

民事裁判事例等を用いて、交通事故被害者の視点から、交通安全対策を検討する研究を推進する。

### (エ) 交通事故被害者の精神健康の回復に関する研究の推進

重度PTSD等持続的な精神的後遺症を持つ者の治療法の研究を推進する。

また、自助グループの活動等の支援を通じて、交通事故被害者の回復に視点を当てた研究を推進する。

## **(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化**

交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、交通事故総合分析センターによるマクロデータベースの構築、ミクロ調査の実施等の充実強化を図るとともに、同センターを積極的に活用して、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。

また、工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。

さらに、官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を国民に対して積極的に

提供することにより，交通安全に対する国民の意識の高揚を図る。

## 第2章 鉄道交通の安全

### 1. 鉄道事故のない社会を目指して

一たび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりでなく、被害が甚大となる。

各種の安全対策を推進し、国民の鉄道に対する信頼を揺るぎないものとする必要がある。

### 2. 鉄道交通の安全についての目標

乗客の死者数ゼロを目指す。

運転事故件数の減少を目指す。

### 3. 鉄道交通の安全についての対策

#### < 2つの視点 >

事故個別の問題の解決      過去に起きた事故等の教訓の活用

#### < 6つの柱 >

鉄道交通環境の整備  
鉄道の安全な運行の確保  
鉄道車両の安全性の確保  
救助・救急活動の充実  
被害者支援の推進  
研究開発及び調査研究の充実

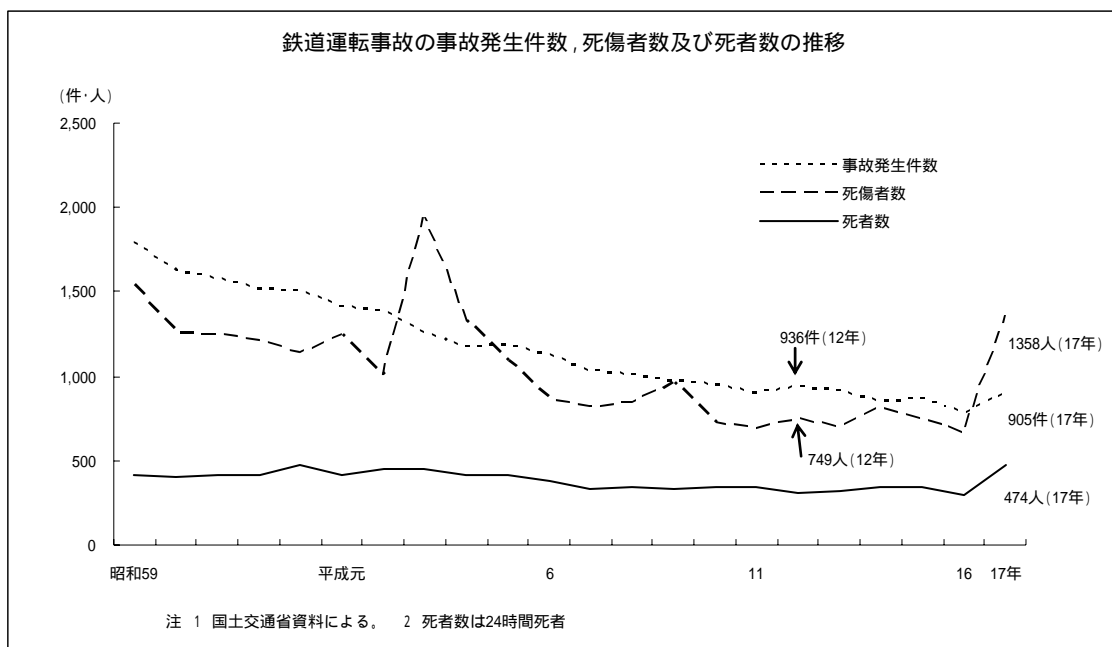
## 第1節 鉄道事故のない社会を目指して

人や物を大量に、高速に、かつ、定時に輸送できる鉄道は、国民生活に欠くことのできない交通手段であり、列車の運行が高密度である現在の運行形態においては、一たび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりでなく、被害が甚大となる。このため、各種の安全対策を推進し、国民の鉄道に対する信頼を揺るぎないものとする必要がある。

### 鉄道事故の状況等

#### 1 鉄道事故の状況

鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向にあり、平成17年の発生件数は905件、死傷者数は1,358人であり、12年の発生件数936件、死傷者数749人と比較して、発生件数で3%の減少、死傷者数で81%の増加となっている。一方では、16年10月の新潟県中越地震に伴う東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の上越新幹線の列車脱線事故、17年3月の土佐くろしお鉄道宿毛線における列車脱線事故、17年4月のJR西日本福知山線における列車脱線事故、そして、17年12月のJR東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生している。



#### 2 近年の運転事故の特徴

近年の運転事故の特徴としては、踏切障害事故及び人身障害事故で運転事故の90%近くを占めていることがあげられる。



## **交通安全基本計画における目標**

### **【数値目標】乗客の死者数ゼロ**

鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向にあるがＪＲ西日本福知山線列車脱線事故といった重大な運転事故が発生し、社会的に大きな影響を与えた。列車の運行が高密度である現在の運行形態においては、一たび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりでなく、被害が甚大となることを示す結果となった。これにより、鉄道システムそのものへの国民の信頼が揺るぎかねない状況である。

一方で、近年は輸送量の伸び悩み等から、各事業者において、経営合理化の要請が強まっており、さらには、地方の鉄道において、沿線の過疎化、高齢化等により厳しい経営を強いられている事業者が多い状況である。

こうした現状を踏まえ、国民の理解と協力の下、第２節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客の死者数ゼロを目指すとともに、運転事故件数の減少を目指すものとする。

## 第2節 鉄道交通の安全についての対策

### 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道における運転事故が長期的には減少しており、これまでの交通安全基本計画に基づく施策には一定の効果が認められる。しかしながら、運転事故が年数百件程度発生している現状から、事故個別の問題を解決するとともに、過去に起きた事故等の教訓を活かして効果的な対策を講ずるべく、総合的な視点から、鉄道交通環境の整備、鉄道の安全運行の確保、鉄道車両の安全性の確保といった各種交通安全施策を推進していく。

### 講じようとする施策

#### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

運転保安設備の整備（速度超過防止用ATS等の設置）（1（2））

鉄道の地震対策の強化（1（3））

乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上（2（1））

鉄道事業者に対する保安監査等の実施（2（4））

### 1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道線路、運転保安設備等の鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性の基礎を構築する必要がある。このため、鉄道施設の維持管理等の徹底を図るとともに、運転保安設備の整備、鉄道構造物の耐震性の強化等を促進し、安全対策の推進を図る。

#### （1）鉄道施設の点検と整備

鉄道交通の安全を確保するために、軌道や路盤等の施設の保守及び強化を適切に実施するとともに、降雨による土砂崩壊、あるいは落石、雪崩等による被害を防止するため、線路防護設備の整備を促進する。

鉄道構造物の定期検査及び維持・補修については、過去に一部の鉄道事業者において定期検査未実施の事実が確認されたことを踏まえ、定期検査の厳正な実施及び適切な施設の維持管理の徹底を図る。

地方中小鉄道については、事業者が緊急に整備する事項、中長期に整備する事項を定めた保全整備計画に基づき、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。

地下鉄道の安全対策については、韓国において発生した地下鉄火災を受けて、地下鉄道の火災対策基準（昭和50年制定）に不適合な駅に対して平成20年度までに整備を行うよう義務づけたところであり、その整備促進を図る。

また、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、転落防止設備等の整備によるバリアフリー化を推進するとともに、プラットホ

ームからの転落事故に対しては、列車の速度が高く、かつ、1時間当たりの運行本数の多いプラットホームについて、非常停止押しボタン又は転落検知マットの整備、プラットホーム下の待避スペースの確保等適切な安全対策の推進を図る。

## **(2) 運転保安設備の整備**

J R 西日本福知山線列車脱線事故を受け、緊急整備計画に基づく急曲線における速度超過防止用 A T S 等の設置を平成 21 年度までに完了するなど、運転保安設備の整備・充実を図る。

また、事故・地震発生等の緊急時において必要な情報を迅速に伝達できるよう列車無線等の通信装置の整備・高度化を促進する。

【数値目標】速度超過防止用 A T S 等を急曲線 2,865 箇所に設置

## **(3) 鉄道の地震対策の強化**

平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震の被害状況を考慮の上、新幹線を運行している J R 各社等からなる「新幹線脱線対策協議会」における検討内容を踏まえ、活断層と交差していることが確認され耐震対策が必要なトンネルについては平成 19 年度までに対策を実施し、中間部付近が拘束されている高架橋柱については詳細調査を行い、平成 18 年度までに耐震補強を実施する。また、逸脱防止対策等についても検討を進める。その他の新幹線の高架橋柱の耐震補強は、当初の平成 20 年度までの予定を前倒しし、平成 19 年度までに概ね完了する。在来線の高架橋柱についても引き続き耐震補強の促進を図る。

さらに、今後発生が予測される大規模地震に備え、主要な鉄道駅における耐震補強、地下鉄の電波遮蔽空間における災害情報の再送信設備の整備を促進する。

【数値目標】新幹線の耐震対策が必要なトンネルの対策及び高架橋柱の耐震補強をすべて実施

## **2 鉄道の安全な運行の確保**

J R 西日本福知山線列車脱線事故が発生したことを踏まえ、国による事業者の指導・監督の在り方の見直しについて検討を進め、結論の得られたものから速やかに実施する。具体的には、経営トップから現場まで一丸となった安全管理の態勢の構築を推進するとともに、その確認を国が行う「安全マネジメント評価」の仕組み等を導入する。

さらに、J R 東日本羽越線列車脱線事故が発生したことを踏まえ、強風対策についてソフト・ハードの両面から検討を進め、結論の得られたものから速やかに実施する。

このほか、鉄道の安全な運行を確保するため、乗務員及び保安要員の資質の維持・向上を図るよう指導するとともに、保安監査の強化・充実を図る。また、国民全体に対しても広報活動を通じて安全意識の高揚を図る。

### **(1) 乗務員及び保安要員の教育の充実及び資質の向上**

鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、科学的な適性検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

なお、運転士の資質の向上を図るため、運転士の教育の在り方や職場環境の改善方策等について、検討を進め、結論の得られたものから速やかに実施する。

### **(2) 列車の運行及び乗務員等の管理の改善**

大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行うため、国及び鉄道事業者において、夜間・休日における連絡体制の充実、通信手段の拡充を図る。

また、大都市圏、幹線交通の輸送障害等による被害や社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、運行管理体制の充実を図ることにより、ダイヤの乱れ、事故の発生等の際、列車の運行状況を的確に把握し、緊急連絡、乗客への適切な情報提供、迅速な応急復旧による運行の確保、応急輸送体制の充実等、迅速かつ適切な措置を講ずるよう指導する。

さらに、乗務員等がその職務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実にを行うなどにより、職場における安全管理を徹底するよう指導する。

なお、更なる安全性の確保を図るため、運転士の資質管理等の制度化について検討を進め、結論の得られたものから速やかに実施する。

### **(3) 鉄道交通の安全に関する知識の普及**

踏切事故等鉄道の運転事故及び置石・投石等の鉄道妨害、線路内立入り等の外部要因による事故を防止するためには、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、鉄道事業者に対し、学校、沿線住民、道路運送事業者等を対象として、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等による広報活動を積極的に行うよう指導する。

また、建設工事・保守作業等施設の建設・保守に携わる作業員についても、安全対策の徹底を図るよう、鉄道事業者を指導する。

### **(4) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施**

鉄道事業者に対し、定期的に又は事故の発生状況等に応じて保安監査等を実施し、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況、安全管理体制等についての適切な指導を行う。

なお、JR西日本福知山線列車脱線事故が発生したことを踏まえ、過去の指導に対するフォローアップの強化等、保安監査の強化・充実について検討を進め、結論の得られたものから速やかに実施する。

また、定期的に鉄道保安連絡会議を開催し、事故及び事故防止対策に関する情報交換等を行う。

なお、事業者の長自ら安全に係る現場の状況等を把握するとともに、社内報告体制等の充実を図ることは輸送の安全確保の基本であることから、様々な機会を通じて指導等を行う。

### **(5) 気象情報等の充実**

鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、気象警報・注意報・予報及び津波警報・注意報並びに台風、大雨、地震、津波、火山噴火等の現象に関する情報の質的向上と適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努める。

また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やITを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

### **(6) 鉄道事故原因究明体制の強化等**

鉄道事故及び重大インシデントの原因究明の調査を迅速かつ適確に行い、鉄道事故の防止に寄与するため、事故調査職員の専門調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努める。また、人員の増強等の体制の整備にも努める。

## **3 鉄道車両の安全性の確保**

科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行うとともに、検査の方法・内容についても充実させ、鉄道車両の安全性の維持向上を図る。

### **(1) 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の改善**

鉄道車両に導入された新技術、車両故障等の原因分析結果及び車両の安全性に関する研究の成果を速やかに技術基準に反映させる。

### **(2) 鉄道車両の検査の充実**

鉄道車両の検査については、IT等新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応した検修担当者の教育訓練内容の充実を図る。

また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映し車両故障等の予防を図る。

## **4 救助・救急活動の充実**

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。

## **5 被害者支援の推進**

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、警察、医療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。

## **6 研究開発及び調査研究の充実**

鉄道の事故防止のための研究開発を推進するとともに、事故原因の究明のための総合的な調査研究の推進を図る。

### **(1) 鉄道の安全に関する研究開発の推進**

鉄道の安全対策については、事故防止のための研究開発を推進し、鉄道交通の安全性の向上に努める。

このため、交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。

また、近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、鉄道総合技術研究所が行う事故及び震災時の被害軽減に関する試験研究・技術開発等、安全性の更なる向上に資する技術開発を推進する。

### **(2) 鉄道事故の原因究明のための総合的な調査研究の推進**

鉄道事故及び重大インシデントの原因究明の調査を迅速かつ適確に行うため、各種の記録装置の分析等過去の事故調査で得られたノウハウや各種分析技術の向上及び事故分析結果等のストックとその活用等により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。

## 第3章 踏切道における交通の安全

1. 踏切事故のない社会を目指して  
踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

2. 踏切道における交通の安全についての目標  
平成 22 年までに踏切事故件数を平成 17 年と比較して約 1 割削減することを目指す。

### 3. 踏切道における交通の安全についての対策

< 視点 >

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

< 4 つの柱 >

踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切道の統廃合の促進

その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

## 第1節 踏切事故のない社会を目指して

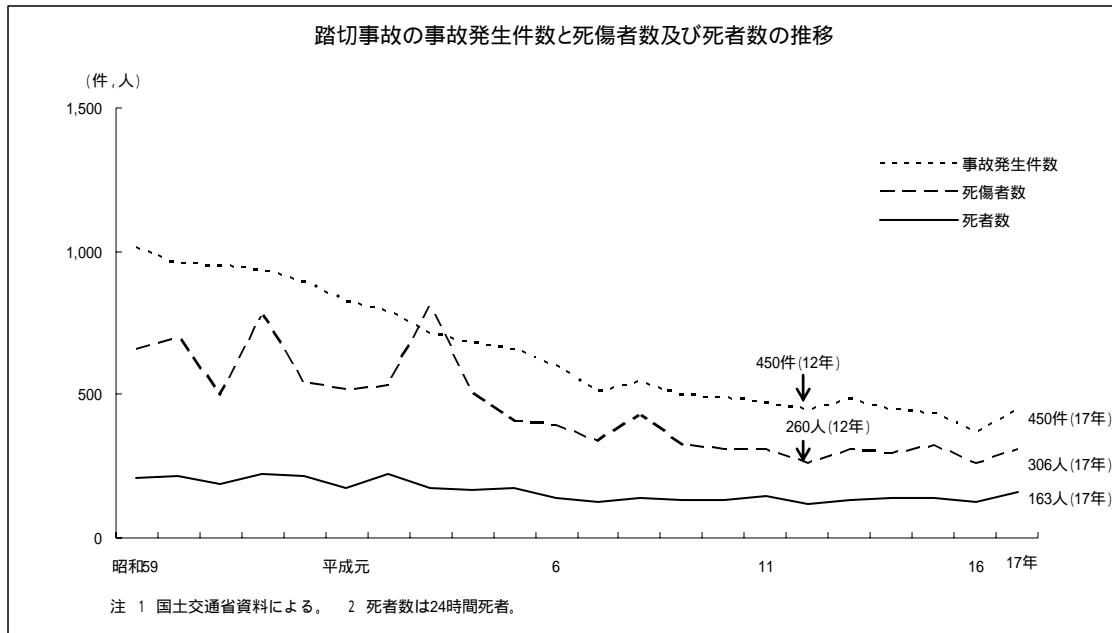
踏切事故は、長期的には減少傾向にある。しかし、一方では、踏切事故は鉄道運転事故の約半数を占め、また、改良をすべき踏切道がなお残されている現状である。こうした現状を踏まえ、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指す。

### 踏切事故の状況等

#### 1 踏切事故の状況

踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、長期的には減少傾向にあり、平成17年の発生件数は450件、死傷者数は306人であり、12年の発生件数450件、死傷者数260人と比較して、発生件数は変化がなく、死傷者数で18%の増加となっている。

踏切事故は長期的には減少しており、これは踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進によるところが大きいと考えられる。しかし、依然、踏切事故は鉄道の運転事故の約半数を占めている状況にあり、また、改良するべき踏切道がなお残されている現状にある。



#### 2 近年の踏切事故の特徴

近年の踏切事故の特徴としては、原因別で見ると、直接横断によるものが半数以上を占めており、また、衝撃物別では自動車と衝撃したものが半数以上を占めている。



踏切道の種類別にみると、発生件数では第1種踏切道（昼夜を通じて踏切警手が遮断機を操作している踏切道又は自動遮断機が設置されている踏切道）が最も多いが、踏切道100箇所当たりの発生件数で見ると、第1種踏切道が最も少なくなっていることなどがあげられる。

## **交通安全基本計画における目標**

【数値目標】踏切事故件数を約1割削減

踏切事故は、長期的には減少傾向にある。しかし、一方では、踏切事故は鉄道運転事故の約半数を占め、また、改良をすべき踏切道がなお残されている現状である。こうした現状を踏まえ、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、国民の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、平成22年までに踏切事故件数を平成17年と比較して約1割削減することを目指すものとする。

## 第2節 踏切道における交通の安全についての対策

### 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切道における交通安全対策について、踏切事故件数、踏切事故による死傷者ともに減少傾向にあることを考えると、第7次交通安全基本計画及び第7次踏切事故防止総合対策に基づき推進してきた施策には一定の効果が認められる。

しかし、踏切事故は、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、立体交差化、構造改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切への対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとする。

### 講じようとする施策

#### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進（開かずの踏切等における構造改良等による速効対策と立体交差化の抜本対策）（1）

踏切保安設備の整備及び交通規制の実施（2）

踏切道の統廃合の促進（3）

#### 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等について、効果の早期発現を図るための構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備を緊急的に取り組む。

また、歩道が狭隘な踏切等における歩行者安全対策のための構造改良等を強力に推進する。

さらに、「開かずの踏切」等の遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連担している地区等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。

以上の構造改良等による「速効対策」と立体交差化の「抜本対策」との両輪による総合的な対策を緊急的かつ重点的に推進する。

#### 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

また、遮断時間の長い踏切ほど踏切事故件数が多い傾向がみられることから、大都市及び主要な地方都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

さらに、自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識等の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

### **3 踏切道の統廃合の促進**

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

### **4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置**

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ、踏切道予告標、踏切信号機、ITの導入による踏切関連交通安全施設の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

また、踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る必要がある。

このため、広報活動等を強化するとともに、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

## 第2部 海上交通の安全

1. 海難等のない社会を目指して  
海難の発生を未然に防止する。  
乗船者等の迅速かつ的確な搜索救助・救急  
活動を推進する。

2. 海上交通の安全についての目標  
ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し、その発生数をゼロとする。  
平成22年までに年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を220人以下とすることを目標とする。

### 3. 海上交通の安全についての対策

#### < 2つの視点 >

海難防止のための諸施策の継続的推進  
迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化

#### < 9つの柱 >

海上交通環境の整備  
海上交通の安全に関する知識の普及  
船舶の安全な運航の確保  
船舶の安全性の確保  
小型船舶等の安全対策の充実  
海上交通に関する法秩序の維持  
救助・救急活動の充実  
被害者支援の推進  
研究開発及び調査研究の充実

## 第1節 海難等のない社会を目指して

周囲を海に囲まれ、資源が乏しい我が国は、エネルギー関連資源、食物資源等の大半を海外からの輸入に頼っており、また多くの基幹産業が臨海部に立地しているため、海上輸送は我が国の産業、国民生活を支える上で欠くことができないものとなっている。このため、我が国沿岸海域では、海上輸送活動が活発に行われ、特に、大都市を配し、経済活動の拠点となっている東京湾等では、船舶交通がふくそうしている。加えて、漁業活動やマリナーも活発に行われていることから、海上交通をとりまく環境は非常に厳しい状況にあると言える。

このような中、一たび海難が発生すれば、我が国の経済活動や自然環境に計り知れない影響を及ぼす可能性があるほか、尊い人命を失うことにもつながりかねないことから、海難の発生を未然に防止することを第一とし、海難が発生した場合でも、乗船者等の迅速かつ的確な捜索救助・救急活動を行い、海難等のない社会を目指した海上交通の安全対策を強力に推進する必要がある。

### 海難等の状況

我が国周辺海域において、救助を必要とする海難に遭遇した船舶（要救助船舶）の隻数は、平成13年から17年までの年平均で2,086隻（死者・行方不明者167人）であり、それ以前の5年間の年平均1,877隻（170人）と比べ約11%増加しているものの、死者・行方不明者数は約2%減少している。また、死者・行方不明者のうち、約54%が漁船、約18%がプレジャーボート・遊漁船（プレジャーボート等）によるものであった。この間、14年9月には北海道サロマ湖沖でプレジャーボートが転覆、7名の尊い命が失われ、また16年には相次いで来襲した大型台風により、座礁海難、転覆海難が多発した。さらに、17年9月には北海道根室沖でさんま漁船と外国貨物船が衝突し、ここでも7名の尊い命が失われた。

また、船舶からの海中転落についてみると、平成13年から17年までの年平均は204人（死者・行方不明者139人）であり、それ以前の5年間の年平均210人（同165人）と比べ約3%減少しており、死者・行方不明者数も約16%減少している。

なお、平成13年から17年までの5年間の海難等の特徴は、次のとおりである。

海難の原因は、見張り不十分、操船不適切、気象・海象不注意等の運航の過誤、機関取扱い不良等のいわゆる人為的要因によるものが全体の約7割を占め、それ以前の5年間と同様に高いものとなっている。

海難は、我が国沿岸全域にわたって発生しており、距岸20海里未満の海域での海難が全体の9割以上を、特に港内や湾内等の船舶交通がふくそうする海域での海難が全体の約4割を占めている。

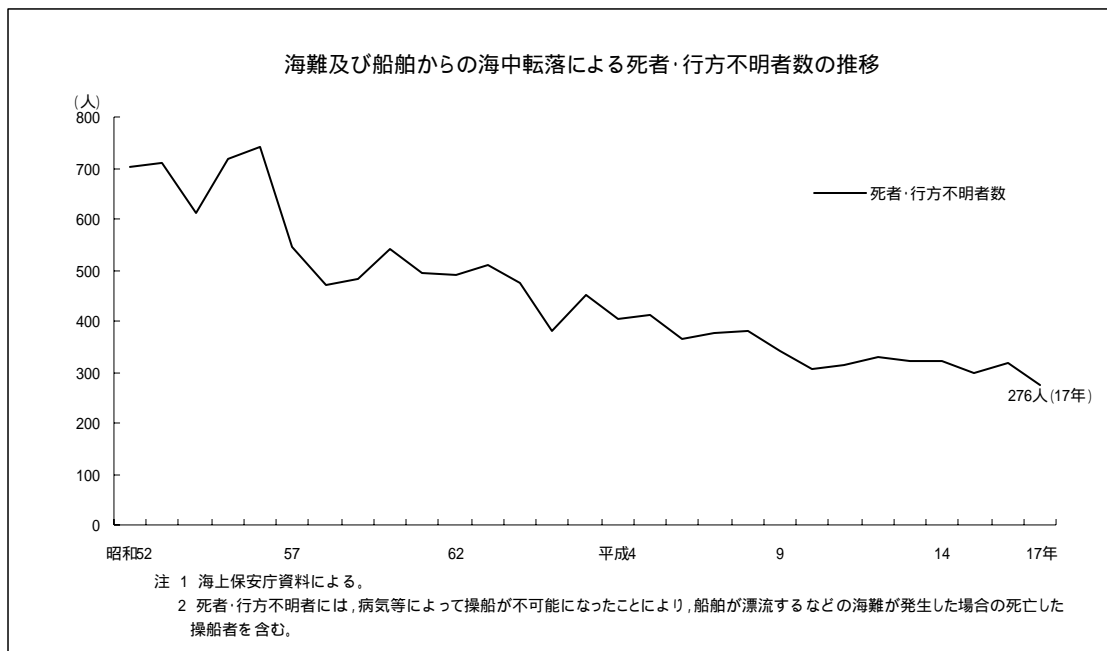
漁船の要救助船舶の隻数は、ほぼ横ばいである。

要救助船舶のうちプレジャーボート等の隻数は最も多く、全体の約5割を占めており、その原因は、バッテリーの過放電や燃料の欠乏等極めて初歩的なミスによるものが、プレジャーボート等以外の一般船舶の海難に比べて高い。

海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者は依然として多く、中でも漁船からの海中転落による死者・行方不明者が多い。小型漁船については、気象・海象等外力の影響を受けやすく、一般船舶に比べ転覆しやすいこと、またライフジャケットの着用率（海難及び船舶からの海中転落により、海に投げ出された者のライフジャケットの着用率をいう。）が低迷していることが原因として考えられる。

外国船舶は日本船舶に比べ、死者・行方不明者を伴う海難が発生した場合、死者・行方不明者が多くなる傾向が見られる。これは、我が国周辺海域を航行する外国船舶には大型船が多く、乗組員が多数乗船しているためと考えられる。

台風等の特異気象による海難により、多くの死者・行方不明者が発生し、死者・行方不明者数の増大（年較差）の大きな要因となっている。平成16年については、過去30年間の平均上陸数（3回）の3倍以上の10個の台風が上陸し、これに伴う海難による死者・行方不明者が36人（15年は11人）と激増した。



## 交通安全基本計画における目標

【数値目標】大規模海難発生数ゼロ

死者・行方不明者数 220 人以下

国民の理解と協力の下，第 2 節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより，第一義的に，ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生を防止し，その発生数をゼロとする。また，平成 22 年までに年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を 220 人以下とすることを旨とする。

## 第2節 海上交通の安全についての対策

### 今後の海上交通安全対策を考える視点

近年，航路を閉塞するような大規模海難は発生していない。全体の海難発生隻数はやや増加しているが，海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数についてはほぼ横ばいとなっている。よって，引き続き海難防止のための諸施策を推進するとともに，沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化等，より効果的な施策を強力に推進する必要がある。

### 講じようとする施策

#### 【第8次計画における重点施策及び新規施策】

船舶自動識別装置を活用した次世代型航行支援システムの構築（1（1）エ，（2）ア）  
旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化（3（2）ア）  
水先制度の抜本改革（3（4））  
ボートパーク，フィッシャリーナ等の整備（5（1））  
漁船等の安全対策の推進（5（2））  
プレジャーボート等の安全対策の推進（5（3））  
ライフジャケット着用率の向上（5（4））  
海難等の情報の早期入手（5（5））  
救助・救急体制の充実（7（2）イ）

### 1 海上交通環境の整備

船舶の大型化，高速化，海域利用の多様化，海上交通の複雑化等を踏まえ，船舶の安全かつ円滑な航行，港湾における安全性を確保するため，航路，港湾，漁港，航路標識等の整備を推進するとともに，海図，水路誌等の安全に関する情報の充実及びITを活用した情報提供体制の整備を図る。

#### （1）交通安全施設等の整備

##### ア 開発保全航路の整備

船舶の安全かつ円滑な航行の確保を図るため，周辺の水域利用や漁業との調整，船舶の航行規制の状況等に配慮しつつ，必要に応じ，新規航路の開削，既存航路の拡幅・増深又は水深の維持，航路法線の改良，浮遊物の除去等の開発保全航路の整備を行う。

特に，大型船や危険物船が航行し，又は多数の船舶が航行する国際幹線航路においては，既存航路の拡幅・増深等のハード施策と高速航行船舶の技術要件の検討，港湾情報システムの整備等のソフト施策を有機的に組み合わせることにより，船舶航行の安全性と海上輸送の効率性の両立を図る。



## イ 港湾の整備

港湾における船舶の安全かつ円滑な航行及び諸活動の安全の確保が図られるよう、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ、防波堤、航路及び泊地の整備を推進する。

また、小型船等が異常気象を察知してから速やかに避難できる距離を目標として、自然条件及び避難船の船形等を勘案した避難港を全国的に配置するとともに、その機能の向上を図る。

## ウ 漁港の整備

漁港について、平成 14 年度を初年度とする漁港漁場整備長期計画に基づいて、漁船の避難のための漁港等を整備するとともに、港内の安全性を確保するために、津波防護効果も考慮した防波堤、泊地、津波による漂流物防止のための施設等の整備を推進する。

## エ 航路標識等の整備

船舶交通の安全性と海上輸送の効率性が両立した船舶交通環境を創出するため、ふくそう海域を始めとする我が国沿岸海域に船舶自動識別装置（AIS）を活用した次世代型航行支援システムを構築するとともに、同期点滅化等による既存航路標識の高機能化、沿岸域情報提供システムの拡充等を推進する。

また、航路標識の信頼性確保のため、老朽化した航路標識施設及び機器の更新を計画的に推進する。

## オ 港湾の耐震性の強化

兵庫県南部地震や福岡県西方沖地震の教訓を踏まえ、以下の施策を実施する。

### （ア）耐震設計の充実強化、研究開発の推進

平成 7 年兵庫県南部地震に関する調査研究やその後の研究成果を踏まえ改訂された耐震設計基準により、設計震度の設定方法、耐震強化施設の設計基準等の充実を図り、港湾構造物について所定の耐震性能を確保する。

また、港湾の施設の耐震性向上を図るための各種研究開発を推進する。

### （イ）全国の主要港湾における耐震強化岸壁等の整備の推進

大規模震災時等に避難者や緊急物資の輸送を確保するため、耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、海上輸送網としての一定の機能を確保するため、国際海上コンテナターミナルや複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナル等の耐震強化を図る。

あわせて、被災地の復旧・復興の支援拠点を確保する必要がある場合は、避難等のための広場と必要に応じて緊急物資の保管施設、通信施設等を配置し、災害時に一体的に機能する防災拠点を整備する。

### （ウ）既存港湾施設の耐震性強化

臨港道路等の既存施設については、その耐震性について点検を実施し、必要に

応じ橋りょう及び高架部の耐震性を強化するとともに、液状化による被災が生じた場合復旧に長期間を要するおそれがある施設について、液状化対策を実施する。

#### カ 漁港の耐震性の強化

地震等の災害時に地域の防災拠点や水産物の流通拠点となる漁港において、地域の防災計画と整合性を図り、救援船等に対応可能な泊地、耐震性を強化した岸壁、輸送施設等の整備を推進する。

また、漁港構造物の耐震性についての現状の把握に努めるとともに、耐震化の技術開発について検討を行う。

#### キ 港湾の保安対策の推進

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく国際埠頭施設の保安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに、港湾施設の出入管理の高度化や内航旅客ターミナルの保安施設整備を進め、港湾における保安対策を強化する。

### **(2) 交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実**

#### ア ふくそう海域における船舶交通安全対策の推進

海域利用の多様化、海上交通の複雑化に対応して船舶交通の安全を確保するため、海上交通関係法令の整備等を推進するなど、実態に即した効果的な交通規制の充実に努めるとともに、船舶交通の安全のために必要な情報の提供、指導を積極的に行う。

また、海上交通の特にふくそうする海域における船舶交通の安全を確保するため、海上交通に関する情報提供と航行管制を一元的に行うシステムである海上交通情報機構を適切に運用するほか、AISを活用した次世代型航行支援システムの整備・運用、主要港湾等における管制方法の改善により、船舶交通の安全性と効率性が両立した船舶交通環境を創出する。

#### イ 沿岸海域における情報提供の充実

海難発生の割合が高い沿岸海域における船舶交通の安全を確保するため、気象・海象情報、航行危険情報等海の安全情報をインターネット等で提供する沿岸域情報提供システムの拡充を図る。また、よりきめ細かな安全情報を文字により個々の船舶宛に直接提供し、指導することも可能なAISを活用した次世代型航行支援システムを構築する。

#### ウ 海図・水路誌等の整備及び水路通報等の充実

港湾・航路の整備の進展、マリレジャーの普及等に対応するため、航空機搭載用測深機等を活用し、効率的な水路測量・海象観測の充実強化を図り、電子化を含めた海図・水路誌等の整備を行う。特に、海難発生の割合が高く、一般船舶・プレジャーボート等の利用頻度の高い沿岸海域の情報の充実に努め、これらの刊行物を逐次見直し、その内容を適切なものとする。また、電子海図表示装置の搭載義務化の動きに対応するため、航海用電子海図刊行区域の充実に努める。

外国人船員の増加に伴い、日本周辺海域の航行安全に資するため、我が国の海図等を海外で容易に入手できるよう、販売ルートの確立を図る。

船舶交通の安全に係る情報について、海図等の最新維持及び船舶交通の安全に必要な情報を提供する水路通報のインターネットによる利用促進を図る。

#### エ 気象情報等の充実

海上交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、海上警報・予報及び津波警報・注意報並びに台風予報図、波浪の実況・予想図等の質的向上と適時・適切な発表及び迅速な伝達に努める。

また、気象、津波等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有やITを活用した観測・監視・通報体制の強化を図るものとする。これらの情報のより有効な活用が図られるよう広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

このほか、船舶のインテリジェント化により、最適な航行ルートの選定を可能とする最適ルーティング情報提供システムを研究開発する。

### **(3) 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備**

港湾においては、利用者の安全を確保するため、波浪の影響による浮桟橋の動揺や潮位差による通路の勾配の変化等、特有の要因を考慮する必要がある。そのため、高齢者、障害者等も含めたすべての利用者が旅客船、旅客船ターミナル、係留施設、マリーナ等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による施設のバリアフリー化を推進する。

## **2 海上交通の安全に関する知識の普及**

海上交通の安全を図るためには、海事関係者のみならず、マリンレジャー愛好者、更には広く国民一人一人の海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため、あらゆる機会を通じて、海難防止思想の普及に努める。

さらに、各種船舶の特性や海難の実態に即したより具体的、より効果的な安全指導を行う。

### **(1) 海難防止思想の普及**

海事関係者のみならず広く国民全般に対し、海難防止思想の普及・高揚を図り、また、海難防止に関する知識・技能及びマナーの習得・向上に資するため、官民一体となった効果的な海難防止強調運動の実施、外国船舶に対する訪船指導等、各種船舶の特性に応じた海難防止活動の充実を図る。

また、海難防止思想の普及の重要性から、新聞、テレビ、インターネット等の媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努める。

### **(2) 民間組織の指導育成**

海難防止思想の普及と海難防止対策の実効を期するため、海難防止を目的とする海

難防止協会，小型船安全協会，外国船舶安全対策連絡協議会等の各民間組織の自主的  
活動が，着実かつ活発に推進されるようその指導育成の強化に努める。

### **(3) 海難の原因究明結果の活用**

個々に明らかにした海難の原因や実態について，態様，用途，地域等による詳細な  
分析を行い，その傾向，問題点，防止策をとりまとめて公表するとともに，これを活  
用した海難防止活動を推進する。

### **(4) 外国船舶に対する情報提供等**

我が国周辺海域の地理や気象・海象等に不案内な外国船舶に対して，外国語による  
リーフレットを配布・説明するなどして，航行安全上必要な情報等について周知・指  
導を図る。

### **(5) 台風等特異気象時における安全対策の強化**

台風接近時における安全指導，注意喚起の徹底，各種船舶の特性に応じた台風等特  
異気象時における安全対策を推進する。

## **3 船舶の安全な運航の確保**

海事関係者の知識・技能の維持向上や安全な運航に係る体制を確立することにより，  
船舶の運航面からの安全の確保を図る。

そのため，船員，水先人，旅客船事業者及び内航運送業者の資質の向上，運航管理の  
適正化に関し，事故の要因分析も踏まえた適切な指導・監督を充実強化するとともに，  
平成 17 年 4 月に設置した運航労務監理官による監査を推進する。

また，国際的な協力体制の下，我が国に寄港する外国船舶の乗組員の資格要件等に関  
する監督を推進する。

これらに加えて，経営トップから現場まで一丸となった安全管理の態勢の構築を推進  
するとともに，その確認を国が行う「安全マネジメント評価」の仕組みを導入する。

### **(1) 船員の資質の向上**

「1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW  
条約)に対応し，船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和 26 年法律第 149 号)に基  
づく海技士試験の際，一定の乗船実務経験を求めつつ，最新の航海機器等に対応した  
知識・技能の確認を行うとともに，5 年ごとの海技免状の更新の際，一定の乗船履歴  
又は講習の受講等を要求することにより，船舶職員の知識・技能の最新化を図る。

また，船員の資質の向上がヒューマンエラーの防止に重要であることから，船舶の  
運航に関する学術等の教授や航海実習等を行う各船員教育機関において，新人船員の  
養成及び船員の再教育を実施し，その教育内容の充実を図る。

このほか，船員法(昭和 22 年法律第 100 号)に基づく発航前検査の励行，操練の

---

STCW 条約：The International Convention on Standards of Training, Certification  
and Watchkeeping for Seafarers, 1978

適切な実施，航海当直体制の確保，船内の巡視制度の確立等について，運航労務監理官による監査等を徹底し，船員の安全意識等の維持及び向上を図る。

## **(2) 船舶の運航管理の適正化等**

### **ア 旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化**

旅客船事業者及び内航運送業者に対して，運航管理規程の遵守状況を重点に監査を行うとともに，監査の効果を高めるため，監査手法の改善に努め，監査の充実強化を図る。

### **イ 運航管理者等に対する研修等の充実**

運航管理者や乗組員に対する研修については，受講者の運航管理に関する知識，意識の向上を図るため，最新の事故事例の分析結果を活用するなどにより，研修水準の向上を図る。

また，万一の事故に際しての旅客船乗組員，事業者の対応能力の向上を図るため，旅客船事故対応訓練の充実を図る。

### **ウ 海上タクシー等の運航管理の指導監督**

旅客運送事業の一層の安全性向上を図るため，外航旅客船事業や海上タクシー等旅客定員 12 名以下の船舶による国内旅客運送事業者が運航管理規程の策定等の安全対策を確実に実施するよう指導・監督する。

### **エ 事故再発防止対策の徹底**

旅客船の事故が発生した場合であって，事業者の運航管理体制等に根本的な問題があることが判明したときは，広く外部の有識者を交えた検討会を開き，抜本的な事故再発防止対策を策定させ，その対策の徹底を指導する。

また，事故の内容や発生頻度により必要な場合は，事業者団体，マスコミ等を通じ，注意喚起を行い，事業者や一般利用者の事故防止意識の啓発に努める。

### **オ 安全情報公開の推進**

利用者が適切な選択を行うことを可能とするとともに，事業者に安全対策推進のインセンティブを与えるため，事業者と国とがそれぞれの役割に応じて，旅客運送事業における安全確保の仕組みや事故に関する情報の公開を推進する。

## **(3) 船員災害防止対策の推進**

安全衛生管理体制の整備等を通じ船内の労務管理等の不備に起因する海難を防止するため，船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）に基づき策定している船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画の着実な実施を図る。そのため，事故災害の要因分析を踏まえて，船員災害防止協会の活動並びに運航労務監理官による監査等により船員災害防止対策の推進を図る。

## **(4) 水先制度の抜本改革**

水先制度について，水先人の養成・確保，船舶交通の安全確保，水先業務運営の効率化・適確化といった観点から，その抜本的な改革を行い（平成 19 年 4 月実施予定），

水先制度の目的である船舶交通の安全確保が確実かつ効率的に図られるよう所要の措置を講ずる。

#### **(5) 海難原因究明体制の充実**

海難の防止に寄与するため、迅速かつ的確な原因究明に努めるとともに、深く掘り下げた科学的な原因究明を行うための体制の充実を図る。また、海難調査の国際協力体制を早期に確立するため、国際海事機関（IMO）等における検討に積極的に対応する。

#### **(6) 外国船舶の監督の推進**

我が国近海において、依然として国際条約の基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）に起因する海難が少なからず発生し、人命及び航行の安全の確保等に深刻な問題が生じていることから、STCW条約及び「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」（SOLAS条約）に基づき、乗組員の資格証明書、航海当直体制及び操作要件等に関する的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。

さらに、アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書（東京MOU）の枠組みに基づき、アジア太平洋域内の加盟国と協力して効果的なPSCを推進し、サブスタンダード船の排除を図る。

### **4 船舶の安全性の確保**

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図るとともに、我が国に寄港する外国船舶の構造・設備等に関する監督を推進する。さらに、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。

#### **(1) 船舶の安全基準等の整備**

船舶の安全性を確保するため、国際海事機関において船舶の構造、設備等の安全基準の整備について検討されており、我が国はこれらの動向に対応するとともに、技術革新、海上輸送の多様化等の情勢に対応するため、所要の安全基準や検査体制の整備を図る。特に、目標指向の新造船構造基準、次世代救命システム、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（次世代GMDSS）等の国際海事機関における新たな安全基準等の検討に積極的に対応するとともに、技術革新の促進及び規制適合コストの低減を図るため、事業者の創意工夫による多種多様な規制適合方法が認められることを可能とする性能基準化を推進する。

---

IMO：International Maritime Organization

SOLAS条約：The International Convention for the Safety of Life at Sea

PSC：Port State Control

東京MOU：Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region

次世代GMDSS：Global Maritime Distress and Safety System

また、サブスタンダード船の使用を抑制することを目的とする各船舶の安全等の情報を公開するための国際的データベース（EQUASIS）の構築等、船舶の安全性向上による質の高い海上輸送に資する国際的動向に積極的に対応する。

さらに、交通バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー化の義務化に対して、旅客船事業者が円滑に対応できるよう、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。

## **（２）重大海難の再発防止**

平成９年１月に日本海で発生したロシア船籍タンカー「ナホトカ号」折損沈没事故、11年12月にフランスのブレスト沖で発生したマルタ船籍タンカー「エリカ号」折損沈没事故、14年11月にスペイン沖で発生したパナマ船籍タンカー「プレステージ号」折損沈没事故は、すべて船齢の高いタンカーが荒天中に船体を折損し沈没したものであった。このような海難の再発防止を図るために、現在、国際海事機関において、国際海事機関加盟国監査制度の開始を契機とした船舶の登録国（旗国）の検査の充実、PSCの推進が進められており、我が国はこれらの動向に積極的に対応する。

## **（３）危険物の安全審査体制の整備**

危険物の海上輸送の増加・多様化に対応して、国際海事機関が定める国際的な安全基準に基づく技術基準の整備を図るとともに、運送前の各種検査の徹底や危険物運搬船に対する立入検査の効果的な実施等による安全審査体制の充実強化を図ることにより、海上輸送における事故防止に万全を期す。

## **（４）船舶の検査体制の充実**

近年の技術革新、海上輸送の多様化等により、従来の設計手法とは全く異なる船型を有する船舶が増加するなど、非常に高度で複雑な検査が必要となっている。こうした状況に対応するため、ISO9001に準拠した厳格な品質管理システムを導入し、船舶検査体制の品質の高度化を図る。

さらに、小型船舶の検査については、マリンレジャーの発展とともに多様化するプレジャーボート等の安全性を確保するため、小型船舶の検査実施機関である小型船舶検査機構の検査体制の充実を図る。

## **（５）旅客船事業者等による船舶の安全管理体制構築の普及促進**

海上における人命の安全の観点から、船舶の航行に関し、海難等の緊急事態への対応手順を定めるなど、船舶及びそれを管理する会社の総合的な安全管理体制を確立するための国際安全管理規則（ISMコード）については、規則上強制化されていない内航船舶に対しても、申請者が任意に構築した安全管理システムを認証するスキームとして運用している。ISMコードは、トップマネジメントやPDCA（Plan, Do, Check, Action）による継続的改善等を核とするISO9000シリーズの安全管理

---

EQUASIS : European Quality Shipping Information System

ISMコード : International Management Code for the Safe Operation of Ship and for Pollution Prevention

システムを基本としており、ヒューマンエラー防止や企業の安全重視風土の確立に当たり極めて有効であるため、旅客船事業者等に対しISMコードの認証取得の普及を促進するとともに、安全管理システムを認証するための審査体制の強化を図る。

#### **(6) 外国船舶の監督の推進**

我が国近海において、依然としてサブスタンダード船に起因する海難が少なからず発生し、人命及び航行の安全の確保等に深刻な問題が生じていることから、SOLAS条約及び「1966年の満載喫水線に関する国際条約」(LL条約)等に基づき、船舶の構造・設備等に関する確にPSCを推進する。

さらに、東京MOUの枠組みに基づき、アジア太平洋域内の加盟国と協力して効果的なPSCを推進し、サブスタンダード船の排除を図る。

### **5 小型船舶等の安全対策の充実**

海難全体の大半を占める小型船舶等による海難の防止を図るため、マリナー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めることに加え、安全に運航できる環境の整備及び救助体制の強化が必要不可欠である。

このため、ポートパーク等の整備、水域の秩序ある利用、ライフジャケットの着用、ヘリコプターを活用した機動救難体制の拡充等を推進する。

さらに、船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画に基づき、高年齢船員や漁船等の死傷災害防止対策を推進する。

#### **(1) ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備**

##### **ア ポートパーク等の整備**

近年、各地で課題となっている放置艇問題を解消し、港湾等の公共水域の秩序ある利用を図るために、既存の静穏水域の護岸を活用した係留施設や公共空地等を活用した陸上保管施設等、ポートパークの整備を、公共事業により推進している。また、民間、3セクマリーナの整備については、「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法」(PFI)を含む民間活力を積極的に導入して推進する。

プレジャーボート活動の安全を確保し、秩序ある水域の利用を図れるよう、ポートパーク等の位置及びプレジャーボートの活動水域の設定に十分留意するとともに、ポートパーク等内の安全性の確保を図る。

プレジャーボート保管情報提供ホームページ「海覧版」により、ポートパーク等の施設情報を提供し、適正な利用を推進する。

##### **イ フィッシャリーナの整備**

漁港においては、海洋性レクリエーションのニーズの増加に伴い、漁港を利用す

---

LL 条約：International Convention on LOAD LINES

PFI：Private Finance Initiative



るプレジャーボート等が増加していることから、これらと漁船とのトラブル等を防止するため、漁船とプレジャーボート等を分離・収容するフィッシャリーナの整備を進める。

#### ウ 係留・保管能力の向上と放置艇に対する規制措置

放置艇問題の解消のために、係留・保管能力の向上と併せて、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づく船舶等の放置等を禁止する区域の指定を、津波・高潮防災や景観形成の観点等も考慮した上で、積極的に推進する。

さらに、プレジャーボートの保管場所確保の義務化について制度化に向けた検討を進める。

### **（２）漁船等の安全対策の推進**

#### ア 漁船等の安全に関する指導等の推進

死者・行方不明者を伴う海難の半数以上を漁船海難が占めるとともに、漁船乗組員のライフジャケット着用率についても約 20%と極めて低調な状況が継続している。また、海難原因についても依然乗組員の不注意である見張り不十分、操船不適切等の運航の過誤や機関取扱い不良といった人為的要因によるものが大半を占めている。

このような状況から、関係省庁連携の下、漁業関係者を対象とした海難防止講習会の開催を通じ、安全意識の高揚・啓発を図るとともに、出漁前の整備点検、見張りの励行、沿岸域情報提供システム等による気象・海象情報の的確な把握等、安全運航に関する事項の遵守及び海事関係法令の励行指導等を行うことにより漁船の安全対策を推進する。

さらに、漁業者自らの安全意識を高めるため、関係省庁が連携して漁業者自身による安全意識の啓蒙のための会議の開催や安全推進のための計画の立案等を促進する。

#### イ 漁船の安全性の確保

漁船は、転覆による犠牲者が多いことから、復原性等について安全性向上に関する検討を行う。

また、専ら 12 海里以内において漁ろうに従事している 20 トン未満の小型漁船は、当分の間、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）に定める構造・設備等の技術基準の適用が免除されているが、これらの船舶は救命設備の設置率が低く転覆や海中転落等による犠牲者が多いことから、船外への転落に対する安全対策について検討を行う。

### **（３）プレジャーボート等の安全対策の推進**

#### ア プレジャーボート等の安全に関する指導等の推進

プレジャーボート等の海難を防止するためには、マリンレジャー愛好者自らが安

全意識を十分に持つことが重要であるため、海難防止講習会や訪船指導等を通じ、海難防止思想の普及を図るとともに、海上交通ルールの遵守、沿岸域情報提供システム等による気象・海象等の安全に資する情報の早期入手その他安全運航のための基本的事項の励行等の指導を行う。

イ プレジャーボート等の建造に関する技術者講習の推進

プレジャーボート等の建造技術の適正な水準を維持し、船舶の安全性を確保するため、建造技術者を対象とした各種講習会の開催等を推進し、これからの市場ニーズや技術革新等に対応し得る技術者を養成し、その資質の向上を図る。

ウ プレジャーボート等の安全基準、検査体制の整備

ISOにおけるプレジャーボートの国際的な安全基準に関する検討について積極的に対応し、その結果を踏まえ、安全基準、検査体制の整備を図る。

エ プレジャーボート等の安全に対する情報提供の充実

マリンレジャー情報提供の窓口としての「海の相談室」、「マリンレジャー行事相談室」の利用促進を図るとともに、プレジャーボート等に対し安全に関する情報をリアルタイムに提供し、情報内容の充実強化を図る。

オ 免許取得者の知識・技能の確保及び小型船舶操縦者の遵守事項の周知・啓発

簡素・合理化された新小型船舶操縦士免許制度の下で、免許取得者が小型船舶を的確・安全に操縦できるような一定の知識・技能の習得の確保を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦者の遵守すべき事項（酒酔い等操縦の禁止、危険操縦の禁止、ライフジャケットの着用等）の周知・啓発、違反事項の調査等を実施し、マリンレジャー愛好者のマナー意識・安全意識の向上を図る。

#### **(4) ライフジャケット着用率の向上**

ライフジャケット着用率は約 36%であり、海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者においては、ライフジャケット非着用者が高い割合を占めていることを踏まえ、関係省庁、地方自治体及び関係団体が連携し、自己救命策確保キャンペーンを積極的かつ効果的に推進し、ライフジャケットの着用効果等についての理解と、その着用の徹底を図る。また、着用義務違反に対する指導・取締りの充実、着用措置に関する規制のあり方を検討しライフジャケットの着用率を向上させる。

特に、着用率が一向に向上しない漁船については、水産関係団体等に対しても、漁業者に対しライフジャケットの着用を推進するよう働きかける。

このような施策を推進することにより、平成 22 年までにライフジャケットの着用率を 50%以上にすることを旨とする。

【数値目標】ライフジャケットの着用率 50%以上

#### **(5) 海難等の情報の早期入手**

海難等が発生してから海上保安庁が認知するまでの時間が2時間以内である関知率は、約75%であり、通報に時間を要するとともに、第三者機関を経由することにより、情報内容の正確性が低下することがある。

このため、関係機関、関係団体等により、緊急通報電話番号「118番」の周知・啓蒙を推進するとともに、防水機能付携帯電話や、更に平成19年4月から各電話事業者により携帯電話からの架電位置情報等の提供が開始されることから位置表示機能付携帯電話等の携行を推奨し、海難等の通報体制の整備を図る。

このような施策を推進することにより、平成22年までに海難及び船舶からの海中転落発生から2時間以内に海上保安庁が情報を入手する割合を80%以上にすることを目指す。

【数値目標】2時間以内に海上保安庁が海難等の情報を入手する割合80%以上

## **6 海上交通に関する法秩序の維持**

海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締りの強化及び海難の発生に結び付くおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海上輸送やマリナー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

## **7 救助・救急活動の充実**

海難等による死者・行方不明者を減少させるためには、海難等の情報の早期入手、精度の高い漂流予測、救助勢力の早期投入、捜索救助・救急救命能力の強化等が肝要である。このため、ヘリコプターの機動性、高速性等を活用した機動救難体制の拡充によるレスポンスタイムの短縮、救急救命士による高度な救急救命体制の充実等救助・救急活動の充実を図る。

### **(1) 海難等の情報の収集処理体制の充実**

海難救助を迅速かつ的確に行うためには、海難等の情報を早期に把握することが必要であることから、海上保安庁では司令部門と通信部門の一体化により情報収集の一元化を図るほか、新型衛星が中継する遭難信号を受信できるよう、コスパス・サーサット捜索救助衛星システムの地上設備の機能を強化し、さらに、携帯電話の発信位置情報を取得できるよう、緊急電話通報「118番」の受付機能を強化して、情報収集体制の充実を図る。

また、コスパス・サーサット捜索救助衛星システムによる遭難警報、携帯電話からの118番通報による位置情報、船舶に搭載されたAIS等から得られる我が国周辺海域の船舶動静情報等を、海上保安庁が保有する各種の情報と横断的に照合できる新システム（船舶動静情報を活用した海上保安業務システム）を構築し、救難即応体制、海難防止対策等の更なる向上を図る。

## **(2) 海難救助体制の充実・強化**

### **ア 救助勢力の早期投入**

海難等が発生した際に、救助対象へ勢力を早期に投入するため、24 時間の当直体制をとるとともに、大型台風の接近等により大規模な海難の発生が予想される場合には、非常配備体制をとり、事案の発生に備える。

実際に海難等が発生した場合には、巡視船艇、航空機を現場に急行させるとともに、迅速に精度の高い漂流予測を実施し、関連する情報を速やかに収集・分析して搜索区域、救助方法等を決定するなど、迅速、的確な救助活動の実施を図る。

さらに、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇・航空機を代替し、併せて速力、夜間搜索能力の向上等高性能化に努め、現場海域への到達時間や搜索に要する時間を短縮するなど救助勢力の充実・強化を図る。

### **イ 救助・救急体制の充実**

海難等の発生の可能性が高い沿岸部における人命救助については、レンジャー救助技術、潜水能力、救急救命処置能力を兼ね備えた「機動救難士」の（海上保安）航空基地への配置を拡充する。救急救命士については、年々、実施できる救急救命処置範囲の拡大・高度化が進められていることから、救急救命士の技能を向上させ、実施する救急救命処置業務の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の拡充を推進する。

### **ウ 海難救助体制の連携**

「1979 年の海上における搜索及び救助に関する国際条約」(SAR 条約)に基づき、北西太平洋の広大な海域における搜索救助活動を迅速かつ的確に行うため、今後とも SAR 条約締約国の搜索救助機関との連携・協力を深めていくとともに、非締約国に対しても、SAR 条約への締結促進の働きかけを行うほか、船位通報制度(JASREP)についても、これを有効に活用するため、海運・水産関係者に対する説明会、巡視船艇による訪船指導、周知用パンフレットの配布、海事出版物への掲載等を通じて参加の促進を図る。

また、各国が独自に運用する船位通報制度について効果的・効率的な運用と参加船舶の利便性の向上を図る。

さらに、小型船舶等に対する海難救助については、社団法人日本水難救済会や日本海洋レジャー安全・振興協会等と連携した救助活動を行う。

## **(3) 海難救助技術の向上**

海難救助に当たって、転覆船内から遭難者を救助するなど、高度な技術・知識が要求される特殊な海難に有効・適切に対応するため、人員の充実等体制の強化を図るとともに、海難救助に係る手法の調査研究、訓練及び研修等を充実させ、海難救助技術

---

SAR 条約：International Convention on Maritime Search and Rescue, 1979  
JASREP：Japanese Ship Reporting System

の向上を図る。

#### **(4) 洋上救急体制の充実**

洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師等の迅速かつ円滑な出動等が行われるよう、社団法人日本水難救済会を事業主体として実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し医療機関の参加の促進、医師、看護師に対する慣熟訓練を実施するなど、洋上救急体制の充実強化を図る。

### **8 被害者支援の推進**

船舶の事故により、旅客、第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、損害水準の変動等を勘案して適正化を図るとともに、保険契約締結命令の適用範囲の拡大に伴い、関係者への周知徹底及び保険契約締結の充実強化を図る。

また、被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、海上保安庁、警察、医療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。

### **9 研究開発及び調査研究の充実**

海上交通の安全に関する研究開発及び海難原因究明のための総合的な調査研究を推進し、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、海上交通の安全の確保を図る。

#### **(1) 海上交通の安全に関する研究開発の推進**

海上交通の安全を確保するためには、海難の発生要因となる交通環境及び気象、海象等の自然的条件並びに船舶、船舶運航システム、港湾等の性能・機能に関する科学的研究を推進するとともに、これらの試験研究の成果を海上交通の安全対策に反映させる必要がある。

特に、近年の海難・海洋汚染事故の発生等を考慮し、老朽船等のサブスタンダード船対策のための構造設備基準の概念及び経年劣化対策技術の確立や、国際海事機関で検討が進められている目標指向の新造船構造基準の策定のための調査研究を推進するとともに、最新の通信技術を活用した次世代GMDSSの構築、船舶運航面におけるITの活用やヒューマンエラーの防止等に必要の調査研究を推進する。

さらに、沿岸域の船舶航行安全を確保するため、強潮流観測技術及び情報提供手法の研究開発を推進する。

#### **(2) 海難原因究明のための総合的な調査研究の推進**

迅速かつ的確な原因究明を行うため、海難の調査・原因究明手法等についての調査研究を推進するとともに、海難についての総合的な調査・分析を行い、その成果を海上交通における安全対策に反映させる。

### **(3) 船舶の総合的安全評価の推進**

海上技術安全研究所等において、事故データ等を基に規制内容に対する客観的な評価を行う船舶の総合的安全評価（FSA）手法に関する研究を推進する。また、船舶の安全及び海洋汚染の防止のための技術的な規制について、合理的かつ効果的な規制体系を構築するため、当該研究の成果を活用し、評価の実施を充実する。

# 第3部 航空交通の安全

1. 航空事故のない社会を目指して  
航空事故を減少させる。  
事故につながりかねない安全上のトラブル  
の未然防止を図る。

2. 航空交通の安全についての目標  
昭和61年以降継続している特定本邦航空運送事業者  
における乗客の死亡事故ゼロの記録を継続する。

## 3. 航空交通の安全についての対策

### < 3つの視点 >

航空輸送の安全に対する信頼回復    航空容量の拡大  
安全で効率的なシステムの確立

### < 6つの柱 >

航空交通環境の整備  
航空機の安全な運航の確保  
航空機の安全性の確保  
救助・救急活動の充実  
被害者支援の推進  
研究開発及び調査研究の充実

## 第1節 航空事故のない社会を目指して

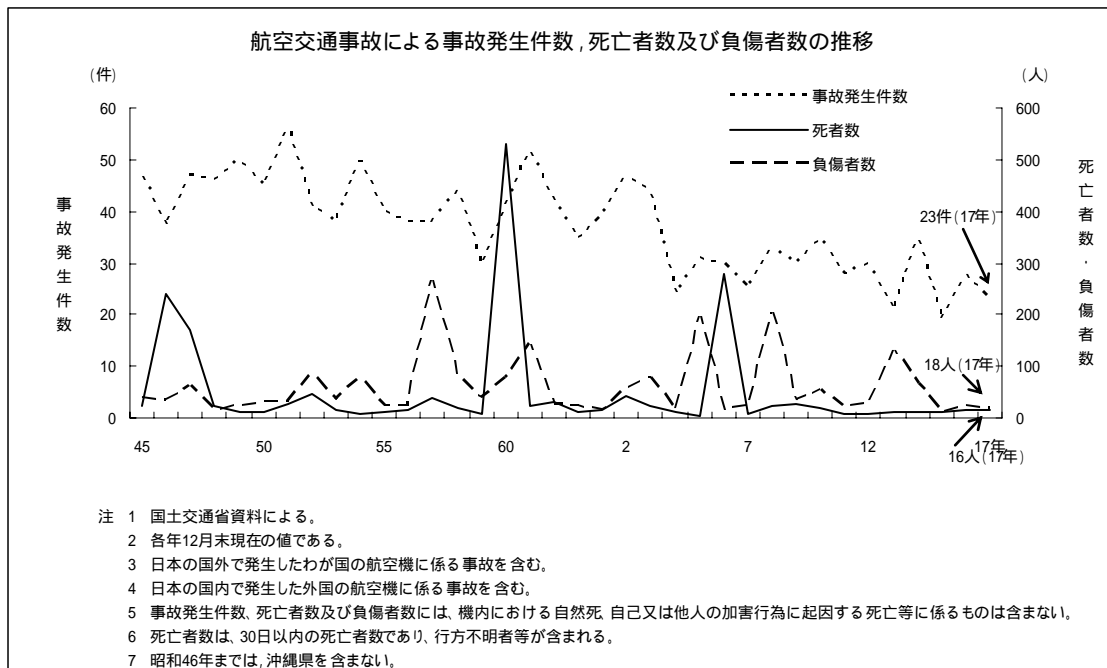
航空事故を減らすため、また事故につながりかねない安全上のトラブルの未然防止を図るため、航空交通安全についての対策を着実に実施していく。

### 航空事故の状況

航空機の大型化及び航空交通量の増大に対応して、航空交通の安全を確保し、事故発生を防止するため、航空保安施設の整備、航空保安業務の近代化、航空機の安全性を確保する体制の充実強化、航空交通に関する情報システムの整備等の施策が進められてきた。

これらの施策の成果として、我が国の航空機の事故の発生件数は、長期的には減少傾向にある。我が国の大型機による航空事故は、乱気流によるものを中心に年2、3件の発生であり、事故の大半は小型機によるものである。我が国の特定本邦航空運送事業者（客席数が百又は最大離陸重量が5万キログラムを超える航空機を使用して行う航空運送事業を営む本邦航空運送事業者）における乗客死亡事故は、昭和61年以来発生していないが、平成17年1月以降の新千歳空港における管制指示違反、同年6月の高度計の誤った指示に従った飛行等、ヒューマンエラー、機材不具合に起因する安全上のトラブルが目立っている。

一方、小型機については、航空事故の発生件数は、多少の変動はあるものの、近年は10件程度とほぼ横ばい傾向を示しており、操縦時の不注意や基本的な操作ミス等によるものが多くを占めている。





## **交通安全基本計画における目標**

**【数値目標】** 特定本邦航空運送事業者における乗客の死亡事故ゼロ

航空交通事故は、一たび事故が発生すれば、重大な事故となるおそれがあるほか、国民誰もが巻き込まれる可能性を有しており、国民の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、航空交通事故の発生を防止し、昭和61年以降継続している特定本邦航空運送事業者における乗客の死亡事故ゼロの記録を継続する。

## 第2節 航空交通の安全についての対策

### 今後の航空交通安全対策を考える視点

昭和 60 年の日本航空機墜落事故以降，我が国の特定本邦航空運送事業者による乗客死亡事故は発生していないものの，平成 17 年 1 月以降，我が国の航空会社においてはヒューマンエラー及び機材不具合による安全上のトラブルの発生が顕著であり，事故の予兆ともいえる一連のトラブルの発生を断ち切り，国民の航空輸送の安全に対する信頼を回復することが喫緊の課題となっている。

一方，航空交通情勢をみると，現在，空港及び上空では航空機の交通集中による混雑や遅延等が深刻化しており，今後更に航空交通量が増大していくと予測される中で，羽田再拡張事業を始めとする空港容量の拡大を図るとともに，上空においてもより一層安全で効率的な航空交通システムを確立することが喫緊の課題となっている。

このような観点から，航空交通環境の整備，航空機の安全な運航の確保，航空機の安全性の確保，救助・救急活動の充実，研究開発及び調査研究の充実等の各般の安全対策を充実し，総合的かつ計画的に推進することとする。

### 講じようとする施策

#### 【第 8 次計画における重点施策及び新規施策】

次世代航空保安システム（１（１）ア）
航空交通サービスの充実（１（１）ウ）
空域の容量拡大と空域の有効活用（１（２）ア，イ）
空港・航空保安施設の災害対策の強化（１（４））
航空運送事業者等に対する監督体制の強化（２（１））
予防的安全行政への転換（２（２））

#### 1 航空交通環境の整備

航空交通の安全を確保しつつ，航空輸送の増大に対応するため，次世代航空保安システムの整備及びこれらを活用した航空管制の高度化に資する空域・航空路の整備等を着実に推進することにより，航空交通環境の整備を推進する。

具体的には，空港の整備，管制施設・保安施設等の航空保安システムの整備等については，社会資本整備重点計画に基づき，総合的かつ計画的に推進する。

また，今後の空港整備等に伴い複雑大規模化する航空交通をより安全かつ適切に処理するためには，空域の容量を拡大するとともに，限られた空域を効率的に運用する必要があることから，空域の整備等について強力に推進する。

##### （１）航空保安システムの整備と提供サービスの充実

航空交通の安全確保を最優先としつつ，交通量の増大やユーザーニーズの多様化に

適切に対応した航空交通システムの構築を図るため、運輸多目的衛星（MTSAT）を始めとする「次世代航空保安システム」の整備を着実に推進する。

また、引き続き整備あるいは更新が必要となる現行航空保安システムについては、その有効利用を図るとともに、次世代航空保安システムへの移行の進捗状況等に応じ、縮退可能な地上航法施設等については漸次廃止を進めていく。

さらに、既存ストックを有効活用し、運航者に提供する航空交通サービス（ATS）の質的充実を図る。

#### ア 次世代航空保安システム

##### （ア）次期管制システムの整備

航空管制情報処理システムが連携し、通過機・到着機の順位付け機能を始めとする多様な管制支援機能の活用や、ヒューマンエラーを防止するための一元的なインターフェースの導入により管制官のワークロードを軽減し、管制処理能力の向上とより一層の安全性の向上を図る次期管制システムの整備を推進する。

##### （イ）航空交通管理（ATM）システムの整備

ATS、航空交通流管理（ATFM）及び空域管理（ASM）を総合的に機能させることにより、航空交通の安全と効率性を向上させるATMシステムの整備を推進する。また、航空路・空域を設計するためのシミュレーション機能の導入及び運航者と管制機関間等の協調的意志決定（CDM）の強化等により、そのシステムの高度化を図る。

##### （ウ）航空灯火・無線施設の整備

空港において、交通の高密度空域における航空機の監視機能の強化等を図るため「改良型二次監視レーダー（SSRモードS）」の整備を推進する。

##### （エ）飛行検査の充実

航空交通の安全確保に不可欠な飛行検査業務について、老朽化の著しい現用のYS-11型飛行検査用航空機を更新するとともに、広域航法（RNAV）や次世代航空保安システムの導入に対応させるため、新しい飛行検査体制の整備及び強化を推進する。

#### イ 現行航空保安システム

---

MTSAT：Multi functional Transport Satellite

ATS：Air Traffic Service

ATM：Air Traffic Management

ATFM：Air Traffic Flow Management

ASM：Air Space Management

CDM：Collaborative Decision Making

SSR モード S：Secondary Surveillance Radar Mode S

RNAV：Area Navigation

(ア) 現行施設の整備

空港において、就航率や定時性の改善による利便性向上を図るため、費用対効果を勘案した上で、新空港の整備にあわせた計器着陸装置（ I L S ）、方位・距離情報提供施設（ V O R / D M E ）、精密進入用滑走路灯火等の新設及び既存空港における離着陸性能向上のための高カテゴリー化整備等を推進する。

また、航空管制のヒューマンエラーによる事故・トラブルを未然に防止するため、滑走路の使用の可否等に係る情報を処理し管制官に注意喚起する管制支援機能等のシステムの導入を図る。

(イ) 航法施設等の縮退

今後、航空機の運航形態は衛星を利用した R N A V（ G N S S ）へ移行していくとみられ、このような運航環境下においては、無指向性無線標識施設（ N D B ）を廃止できる環境が整いつつあるため、漸次廃止する。

ウ 航空交通サービスの充実

(ア) R N A V 運航環境の整備

柔軟に飛行ルートを設定できる R N A V ルートを順次全国に導入展開し、飛行ルートの直線化による運航効率の向上及びルート数拡大による上空の受入容量（空域容量）の拡大、更に一方通行化等の安全対策を図る。

また、離島空港等においても、R N A V による運航便益を享受できるよう、運輸多目的衛星用衛星航法補強システム（ M S A S ）を利活用した運航環境を順次整備する。

これら R N A V ルートを利活用し、全国の飛行ルートネットワークの再構築を図る。

(イ) 航空情報（ A I S ）センターの設置

今後主流となる R N A V は、機上で衛星測位や電子演算処理が行われ飛行することから、これらの航空技術等に適切に対応し、かつ国際的な品質基準に適合した航空情報の電子化を進めるとともに、これら情報の品質管理体制、情報提供体制の強化を図るため、A I S センターを設置し、円滑な運用を図る。

(ウ) 小型航空機の安全対策

既存ストックの利活用による積極的な情報提供やヘリコプターの特性を活かし

---

ILS : Instrument Landing System

VOR : VHF Omnidirectional Radio Range

DME : Distance Measuring Equipment

GNSS : Global Navigation Satellite System

NDB : Non Directional Radio Beacon

MSAS : MTSAT Satellite Based Augmentation System

AIS : Aeronautical Information Services

た計器飛行方式による運航の実現に向けた環境整備を図る。

また、海上部及び山間部における送電線への接触事故等を未然に防止するため、特定された地区の航空障害物件への航空障害標識（航空障害灯及び昼間障害標識の総称）の適切な設置を促すとともに運航者に対して物件情報の提供を行う。

## **（２）空域の整備等**

航空管制の高度化を図るため、ＡＴＭ機能やＲＮＡＶを活用した空域・航空路の抜本的再編を行い、空域の容量拡大及びその有効活用を図る。

### **ア 空域の容量拡大**

#### **（ア）洋上空域**

現在、特に混雑している北太平洋路線では、空域容量の制約から日本発航空便の約半数が希望経路・高度を飛行できない状況にあるが、今後、ＭＴＳＡＴを活用することにより管制間隔の短縮を図り、上空の受入容量を拡大し、安全かつ効率的な運航が実現する環境を確保する。

#### **（イ）国内航空路**

ＲＮＡＶルートを全国的に展開するとともに、これに伴って生じる既存の飛行ルート（ＶＯＲ／ＤＭＥ等地上航法施設間を直線で結んだルート）との併設による交通集中を避けるため、ＲＮＡＶルートと既存ルートを運用的に高度分離する航空路再編（スカイハイウェイ計画）を行う。

#### **（ウ）空港周辺空域**

衛星を利用したＲＮＡＶ（ＧＮＳＳ）に対応した出発経路、到着経路、進入方式等のＲＮＡＶルートの拡大を図る。

また、特に、東京国際空港及び成田国際空港を含む関東の上空空域では交通混雑が顕著となっており、交通量は更に増加していくとみられている。今後、羽田再拡張事業に併せて、ＲＮＡＶ及び新システム等を導入することにより、限られた関東空域を有効利用し、空域の容量拡大、運航効率の向上、環境対策及び管制官・パイロットのワークロード軽減等を実現するため、関東空域の再編を行う。

### **イ 空域の有効活用**

#### **（ア）基本的考え方**

空域の効率的な運用を実施するため、以下の考え方の下、所要の措置を図る。

航空機運航者が飛行経路、高度等をより少ない制限で選択し飛行することを可能とする運航上の新しい概念やＡＳＭの考え方に基づく可変経路や可変空域等を導入し、運用を行う。

諸外国及び米軍等の空域管理機関との連携を強化し、空域の有効活用を行う。

これらを可能とするための情報処理システムの開発を進める。

#### **（イ）ＡＴＭセンターの機能活用**

ＡＴＭセンターにおいて、全国の航空交通状況を一元的に把握管理するとともに

に、関係行政機関や航空会社との協力により、新たに自衛隊訓練試験空域を自衛隊が使用しない場合に民間航空機が飛行するための調整や航空機の遅延削減のための航空会社との調整等を実施し、安全かつ効率的な空域の利用を図る。

### **(3) 空港の整備**

#### **ア 大都市圏拠点空港等の整備**

国内・国際航空需要の増大に対応するため、大都市圏における拠点空港の整備を最優先課題として推進するとともに、一般空港等についても既存施設の高質化等所要の整備を推進する。

また、航空旅客ターミナル施設においては、旅客の安全確保のため、高齢者、障害者等の安全利用に配慮した、段差の解消等のバリアフリー化を引続き推進するとともに、総合的・一般的な環境整備を実現するなどの観点からユニバーサルデザイン化を図る。

#### **イ 空港安全技術の強化**

航空機の安全な運航を確保するためには、滑走路等の施設が定められた基準に従って確実に建設され、かつ、常に諸施設が完全な状態で機能するよう維持管理されることが極めて重要である。このため、空港内の工事中における運航の安全確保、飛行場標識施設等の高規格化、舗装構造物の劣化診断、施設の破壊、故障等を未然に防止する予防保全、積雪地における迅速な除雪・融雪等、航空機運航の安全に直接かかわる空港安全技術の強化を図る。

また、空港安全技術に係る新技術を積極的に導入すべく試験研究を推進する。

### **(4) 空港・航空保安施設の災害対策の強化**

兵庫県南部地震や新潟県中越地震においても、空港や航空保安施設は大きな被害を受けず、緊急輸送や鉄道・道路の代替輸送としての役割を担うとともに、復旧拠点として大きな役割を果たした。このことから、空港は災害時においても、その機能を保持することが求められている。よって、空港及び航空保安施設について災害対策の強化を図る。

#### **ア 災害に強い空港づくりの在り方の検討**

地域における役割を勘案しながら、必要性に応じた災害に強い空港の在り方を検討し、災害時においても空港機能を保持可能なよう、空港自身の防災性能を向上させる。また、これらの実現のために、既存空港の液状化対策や耐震性向上等の施策について研究を進める。

#### **イ 空港施設の耐震性の強化**

既存の空港の滑走路や誘導路等の土木施設、管制塔等の建築施設には、旧設計基準によって建設された施設や老朽化等により現時点で必要とされる耐震性能が確保されていない可能性がある。これらの施設については、適切な診断やそれに基づく地盤の液状化対策等を施し、空港の耐震性能を向上させる。

## ウ 航空保安業務の継続的提供の強化

震災時における緊急輸送及び代替輸送を確保するために、空港における航空保安施設や航空路管制施設のバックアップ機能等をその必要性に応じて適宜強化し、災害時における航空保安業務の継続的提供を図る。

## **2 航空機の安全な運航の確保**

航空会社に対する監査専従部門の新設、事後対応型から予防的安全行政への転換等の安全対策を推進するほか、経営トップから現場まで一丸となった安全管理の態勢の構築を推進するとともに、その確認を国が行う「安全マネジメント評価」の仕組みを導入することにより、航空機の安全な運航を確保する。

### **(1) 航空運送事業者等に対する監督体制の強化**

航空会社の事業形態が複雑化・多様化する状況を踏まえ、これまでの立入検査実施体制を抜本的に強化し、航空会社における安全性の現状や将来のリスクを把握するなど体系的な監査を実施する。また、専門的かつ的確な監査の実現を図るため、監査担当職員等の研修の充実等を図ることとする。

### **(2) 予防的安全行政への転換**

事故や重大なトラブル等の発生を未然に防止するため、事故、インシデントや機材不具合等の航空安全に係る情報を集約し、継続的に分析することにより、航空会社に対する安全対策の指示や安全基準の見直し等を行う予防的安全行政を推進する。また、ヒューマンエラーの防止のため、航空従事者等の教育訓練方式の在り方について検討を行うとともに、操縦士のコミュニケーション能力向上のため航空英語能力証明制度を導入する。

### **(3) 航空従事者の技量の充実等**

航空需要の増加等により、今後も長期的には、航空運送事業における航空機操縦士の需要の増加が見込まれていることから、独立行政法人航空大学校において、航空運送事業者の基幹的操縦要員を養成し、その安定的確保を図るとともに、航空運送事業者の行う自社養成についても、十分な指導を行い、操縦要員の質を確保する。

航空機の安全な運航を確保するためには航空機乗組員の心身の状態が健全であることが極めて重要であるため、航空機乗組員の身体検査を行う医師及び医療機関等について国土交通大臣の指定制度を設けているが、これらの医師等に対して講習会を通じ判定基準の統一的な運用を指導するとともに、航空運送事業者等に対して航空機乗組員の日常の健康管理等を十分に行うよう指導する。また、航空従事者等に安全に関する情報を周知徹底させ、安全意識の高揚を図るよう航空運送事業者を指導する。

### **(4) 航空保安職員の教育の充実**

老朽化・狭隘化している航空保安大学校を移転整備し、将来の航空保安職員の養成の充実を図るとともに、航空衛星システムを中心とする次世代航空保安システム等の

導入の進展等に合わせ、職員研修コース・カリキュラム等の見直しを行い、訓練施設の充実を図る。さらに、国際化、経済社会ニーズ等の環境変化に対応できるよう、研修制度の改善、研修体制の強化を推進する。

#### **(5) 外国航空機の安全の確保**

国際民間航空条約及び航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づき、我が国に乗り入れる外国航空機の安全性を確保する目的で、外国航空機への立入検査（ランプ・インスペクション）を実施しているところであり、今後も我が国に乗り入れている全運航国及び全運送事業者を対象に、広くランプ・インスペクションの展開を図る。

#### **(6) 小型航空機等の事故防止に関する指導等の強化**

小型航空機の事故を防止するため、法令及び関係規程の遵守、小型航空機の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等について指導を強化する。また、近年普及してきたレジャー航空については、関係団体を通じ事故防止の指導を行う。さらに、災害時における救援航空機等について、ふくそうする航空交通の中での安全運航確保のための施策の充実を図る。

#### **(7) スカイレジャーに係る安全対策の推進**

超軽量動力機、パラグライダー、スカイダイビング、滑空機、熱気球等のスカイレジャーの愛好者が今後も更に増加することが予想されるため、日本航空協会、関係スポーツ団体等の関係団体を通じた安全教育の充実を図る。

#### **(8) 危険物輸送の安全基準の整備**

医療技術等の発展に伴う放射性物質等の航空輸送量の増加、化学工業の発展に伴う新規危険物の出現等による危険物の航空輸送量の増加及び輸送物質の多様化に対応し、I C A O 及び国際原子力機関（I A E A）において国際的にも危険物輸送に関する安全基準の整備・強化が進められているところであり、これらの動向を踏まえ所要の基準の整備を図る。

また、航空運送事業者等については、危険物輸送従事者に対する社内教育訓練の徹底を指導する。

#### **(9) 航空事故原因究明体制の強化等**

航空事故及び重大インシデントの原因究明の調査を迅速かつ適確に行い、航空事故の防止に寄与するため、事故調査職員の研修の充実を図り、また、海外の事故調査当局との情報交換を積極的に行うことにより、事故調査職員の資質向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努める。

#### **(10) 航空交通に関する気象情報等の充実**

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空予報図、航空路火山灰情報等の航空気象情報の質的向上と適



時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める。また、気象及び火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、観測・監視体制の強化を図るものとする。

### **3 航空機の安全性の確保**

技術基準等の整備、情報の収集及び処理体制の充実、検査体制の充実等の安全対策を推進することにより、航空機の安全性の確保を図る。

#### **(1) 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備**

航空機の安全性の一層の向上を図るため、我が国の航空機の安全性に関する情報や外国政府、外国メーカー等から得られる安全確保に関する情報を収集、分析及び提供するとともに、技術の進歩等に対応した安全基準の策定、安全性の向上に資する技術に関する調査等の充実を図る。

#### **(2) 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等**

航空機の運航回数の増加に対応して、航空機の安全性に関する情報の収集及び処理体制を強化することにより、機材故障等の発生を未然に防止するための対策を推進する。

また、航空機の安全性に関する情報については、運航の安全に関する情報とともに公開されており、今後、情報媒体の多角的活用、情報公開基盤の整備等について検討する。

#### **(3) 航空機の検査体制の充実**

国産及び輸入航空機に対する型式証明等における設計検査を充実するとともに、国の検査に代わり基準適合性の確認を行う民間事業者の指導・監督等に万全を期すことなどにより、航空機の検査体制の充実を図る。

また、航空機検査官に対する研修の充実等により、検査の質的向上に努める。

#### **(4) 航空機の整備審査体制の充実**

航空運送事業者の新規参入、整備業務の委託等による整備体制の多様化等に対応するため、航空機の整備に対する審査及び指導・監督体制の充実を図る。

また、整備審査官に対する研修の充実等により、審査の質的向上に努める。

#### **(5) 航空機の経年化対策の強化**

航空機製造者・運航者等の不具合事例及び諸外国における対策の動向等を踏まえ、航空機の経年化対策を推進する。

### **4 救助・救急活動の充実**

航空機の遭難、事故等の事態に迅速かつ適切に対応するため、関係機関相互の連携を強化するなど救助・救急体制の整備を図る。

#### **(1) 捜索・救難体制の整備**

航空機の遭難、行方不明等に際して、迅速かつ的確な捜索・救難活動を行うため、

関係行政機関の合議体である救難調整本部においては、種々の緊急状態に対応した活動計画，訓練，情報の収集・処理体制等を充実するとともに，施設の性能向上等により，連絡・協調体制の強化を図る。

## **(2) 消防体制及び救急医療体制の整備**

国の管理する第1種空港（成田国際空港，中部国際空港，関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場）及び第2種空港（主要な国内航空路線に必要な飛行場）の消防体制については，国際的な基準に準拠して，化学消防車の配備等所要の措置を講じて，その充実強化を図る。成田国際空港，中部国際空港及び関西国際空港並びに地方公共団体の管理する第2種空港及び第3種空港（地方的な航空運送を確保するため必要な飛行場）についても，同様に，消防施設等の整備に努めるよう空港管理者を指導する。

また，空港における救急医療体制については，年次計画に従い救急医療活動に必要な医療資機材の配備等を進めるとともに，救急医療活動が的確かつ円滑に実施できるよう関係医療機関等との連携の強化を図る。

さらに，空港の所在する市町村における消防・救急体制については，関係消防機関による消防施設の整備を始め，所要の措置を講ずるよう指導する。また，早期に応急手当を実施するため，空港職員の応急手当講習の受講を推進する。

## **5 被害者支援の推進**

損害賠償請求の援助活動等の強化や被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に，大規模事故が発生した場合に，警察，医療機関，地方公共団体，民間の被害者支援団体等が連携を図り，被害者を支援する。

## **6 研究開発及び調査研究の充実**

航空交通の安全に関する研究開発及び航空事故の原因究明のための調査研究を推進し，その結果を速やかに安全対策に反映させることにより，航空交通の安全の確保を図る。

### **(1) 航空交通の安全に関する研究開発の推進**

独立行政法人等の試験研究機関においては，空域・航空路の容量拡大や安全性の評価に関する研究，混雑空港の容量拡大に関する研究，予防安全技術・新技術による安全性・効率性の向上に関する研究，衛星航法補強システムに関する研究，空港面における航空機の視覚誘導システムに関する研究，航空機の安全な離着陸のための滑走路等空港土木施設の研究，事故時の搭乗者保護のための客室安全性向上技術に関する研究，乱気流等を機上で事前に検知する技術の研究等を推進するとともに，関連試験研究機関相互の連絡協調体制の強化による総合的な研究開発を推進する。

### **(2) 航空事故の原因究明のための総合的な調査研究の推進**

航空事故及び重大インシデントの原因究明の調査を迅速かつ適確に行うため、飛行記録解析技術の向上、シミュレーター装置を利用した解析技術の向上、航空材料分析技術の向上、事故調査報告書データベースの整備等により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。

## 特記 公共交通機関における総合的な安全対策

平成 17 年 4 月の J R 西日本福知山線脱線事故や航空分野における人的ミスや機材不具合に起因するトラブル等、昨今、公共交通機関における重大事故やトラブルが続発している。安全最優先の意識の形骸化、不十分な経営・現場間及び部門間の意思疎通・情報共有、不十分な経営陣の安全確保に対する関与等がヒューマンエラー発生の背景とも指摘されており、公共交通事業者の組織体制やシステムを見直すことでこれらの問題を除去し、公共交通に対する国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。

このため、第 1 部第 1 章第 3 節、第 1 部第 2 章第 2 節、第 2 部第 2 節 及び第 3 部第 2 節において述べた自動車、鉄道、船舶、航空の各分野ごとの安全対策に加え、以下の施策を分野横断的に推進する。

### ( 1 ) 安全マネジメント態勢の構築と継続的取組

公共交通の事業者の組織内における安全意識の浸透と安全風土の構築により陸・海・空の公共交通における輸送の安全を確保するため、自動車、鉄道、船舶、航空の各交通において、事業者は、輸送の安全を確保するための事業運営の方針、各部門の安全に関する組織体制と情報伝達、内部監査の実施、事業運営の継続的見直し・改善等を記載した安全管理規程の作成と安全統括管理者の選任を義務付け、経営トップ主導による輸送の安全を確保するための事業運営の自律的・継続的な見直し・改善を行わせることにより、経営トップから現場まで一丸となった安全管理の態勢を構築させるとともに、そのチェックを国が行う仕組み(安全マネジメント評価)を導入することとする。

### ( 2 ) ヒューマンエラー事故防止の技術開発

交通機関の高度化、交通の高密度化等により、今後ますますヒューマン・マシン・システムの高度化、複雑化は加速していく。

ヒューマンエラーによる事故を防止するために、新しい高度技術システムを導入するだけでなく、併せて運転者等が危険な状況を気づくことができるよう支援する技術開発や、運行・運航管理側が運行・運航状況を把握し、支援を行うための技術開発を推進する。